令和4年加美町議会第1回定例会会議録第4号

令和4年3月11日(金曜日)

出席議員(17名)

1番	尾	出	弘	子	君

3番 柳川文俊君

坂 伊佐雄 5番 早 君

7番 三浦 又 英 君

9番 木 村 哲 夫 君

田雄 哉 11番 沼 君

13番 伊 藤信 行 君

15番 米 木 正 君

早 坂 忠 17番 幸 君 2番 佐々木 弘 毅 君

4番 味 上 庄一郎 君

6番 髙 橋 聡 輔 君

8番 伊 藤 由 子 君

10番 \equiv 浦 英 典 君

12番 條 寛 君

14番 佐 藤 善 君

伊 16番 藤 淳 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町 長 猪 股 洋 文 君

総務課長·選挙 管理委員会書記長

企画財政課長 武 田 守 義 君

澤

相

栄 悦 君

ひと・しごと推進課長 橋 本 幸 文 君

町 民 野 仁 君 課 長 浅

税 務 課 長 塩 \blacksquare 雅 史 君

産業振興課長 形 浩 君 尾

建 設 課 之 長 長 田 裕 君

保健福祉課長 之 大 場 利 君

子育て支援室長 鎌 君 田 征

会計管理者兼会計課長 内 海 悟 君

小野田支所長 大和田 恒 雄 君 宮崎支所長 猪股 繁君

総務課参事兼課長補佐 遠 藤 伸 一 君

教 育 長 鎌田 稔君

教育総務課長 上野一典君

 生涯学習課長

 兼スポーツ推進室長
 浅野善彦

芹 沢 長 介 記 念 東北陶磁文化館長 本 田 泰 貴 君

君

代表監查委員 小山元子君

事務局職員出席者

事務局長 内海 茂君

次長兼議事調査係長 青木成義君

主幹兼総務係長 渡邊和美君

事 鈴木智史君

議事日程 第4号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

第 3 議発第 1号 ロシアによるウクライナへの侵攻に断固反対する決議について

第 4 報告第 1号 専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)

第 5 報告第 2号 専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)

第 6 承認第 1号 専決処分した事件の承認について(令和3年度加美町一般会計 補正予算(第14号))

第 7 議案第 1号 加美町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

第 8 議案第 2号 加美町国民健康保険税条例の一部改正について

第 9 議案第 3号 加美町立学校の設置に関する条例の一部改正について

第10 議案第 4号 加美町公民館条例の一部改正について

第11 議案第 5号 加美町放課後児童クラブ条例の一部改正について

- 第12 議案第 6号 加美町農山村多面的機能活用施設条例等の一部改正について
- 第13 議案第 7号 加美町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条 例の一部改正について
- 第14 議案第 8号 加美町小野田コミュニティセンター条例の廃止について
- 第15 議案第 9号 加美町あゆの里物産館条例の廃止について
- 第16 議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について(旭地区地域づくりセンター)
- 第17 議案第11号 権利の放棄について (町営住宅使用料債権)
- 第18 議案第12号 字の区域を新たに画することについて
- 第19 議案第13号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 第20 議案第14号 令和3年度加美町一般会計補正予算(第15号)
- 第21 議案第15号 令和3年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3 号)
- 第22 議案第16号 令和3年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 第23 議案第17号 令和3年度加美町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 第24 議案第18号 令和3年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算(第3 号)
- 第25 議案第19号 令和3年度加美町霊園事業特別会計補正予算(第2号)
- 第26 議案第20号 令和3年度加美町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第27 議案第21号 令和3年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算(第3号)
- 第28 議案第22号 令和3年度加美町水道事業会計補正予算(第3号)
- 第29 議案第23号 令和4年度加美町一般会計予算
- 第30 議案第24号 令和4年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
- 第31 議案第25号 令和4年度加美町後期高齢者医療特別会計予算
- 第32 議案第26号 令和4年度加美町介護保険特別会計予算
- 第33 議案第27号 令和4年度加美町介護サービス事業特別会計予算
- 第34 議案第28号 令和4年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
- 第35 議案第29号 令和4年度加美町霊園事業特別会計予算
- 第36 議案第30号 令和4年度加美町営駐車場事業特別会計予算
- 第37 議案第31号 令和4年度加美町下水道事業特別会計予算

第38 議案第32号 令和4年度加美町浄化槽事業特別会計予算

第39 議案第33号 令和4年度加美町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第39まで

午前10時00分 開議

○議長(早坂忠幸君) 皆さん、おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(早坂忠幸君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、12番一條 寛君、13番伊藤信行 君を指名いたします。

日程第2 一般質問

- ○議長(早坂忠幸君) 日程第2、一般質問を行います。
 - 一般質問の順序は、昨日に引き続き通告のあった順序で行います。

それでは、通告13番、6番髙橋聡輔君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔6番 髙橋聡輔君 登壇〕

○6番(髙橋聡輔君) 大先輩からのエールをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

本日は3月11日であります。11年前の今日、東日本大震災において被害に遭われました皆様に哀悼の意を表します。また、エネルギーの大変革のきっかけとなったこの日に、これからのエネルギー、脱炭素社会について質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、1問目です。

脱炭素社会実現に向けた町の取組についてであります。

町では、令和4年1月31日、株式会社ウェスタ・CHPと連携協力に関する協定を結びました。連携事項として、1、資源とお金の地域循環、2、脱炭素社会の実現、3、防災力の向上、4、持続可能な開発目標の普及啓発などを確認したところでありますが、町が目指すべき脱炭素社会の実現とはどのようなものか、以下の点について伺います。

- ①地域循環共生圏から見る具体的なビジョンとは。
- ②地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上に向けた考えは。
- ③官民それぞれの果たすべき役割とは。

これらの点について、お願いいたします。

- ○議長(早坂忠幸君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 皆さん、おはようございます。よろしくお願いします。

冒頭、私のほうからも、11年前に尊い命を落とされた方々、そして、被災に遭っていまだに 生活再建ができてない方々に対しまして、心からお悔やみを申し上げたいというふうに思って おります。なかなかこの心の傷というのは、何年たっても癒えないものだろうと思っておりま す。我々もそういった方々の声に寄り添っていきたいと思っております。

また、議員から、このエネルギーについて非常に重要なテーマについてご質問いただきまして、心から感謝を申し上げたいと思っております。

それでは、脱炭素社会実現に向けた町の取組についてということで、3点ご質問ありました ので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の地域循環共生圏から見る具体的なビジョンとはということでありますが、まず、この地域循環共生圏について若干ご説明いたしますが、これは地域資源を最大限活用しながら、自立分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方であります。この考え方を基に、地域循環共生圏の創造に取り組むことで、持続可能な循環共生型の社会の構築を狙いとしているものであります。また、この取組がSDGsやSociety5.0の実現にもつながるというふうにも言われております。

その上で、町が目指す、脱炭素を踏まえた持続可能な環境共生型社会の取組について申し上げます。

まず、脱炭素社会を実現するためには、カーボンニュートラルという考え方、これが重要でありますので、二酸化炭素の削減と併せて二酸化炭素の吸収拡大、この両面から取り組む必要があります。

二酸化炭素を削減するためには、一般的に言われていますように、再生可能エネルギーの推進とそれから省エネルギー、この両方の取組が必要であります。加えて、二酸化炭素の吸収を増やすためには、度々ご質問にもお答えしておりますが、森林整備、適正な管理、これが重要でございます。

町では、これまで再生可能エネルギーと省エネを推進するため、チップボイラーによるやくらい施設群への熱供給、民間事業者主体の市民出資型太陽光発電事業、こちらは以前の上多田川小学校の跡地に設置したものであります。さらに、公共施設への太陽光発電設置、また、ま

きの生産とまきストーブの普及、こういったことに取り組んでまいりました。また、LEDや 3きり運動などによるごみの減量にも取り組んできました。引き続きこういった二酸化炭素の 削減に努めてまいりたいと思っております。

また、森林の適正な管理に関しましては、森林贈与管理税、森林環境譲与税を活用しまして、 今、意向調査を進めておりますけども、民有林も含め適正に管理をし、森林資源を有効に活用 できる環境をつくってまいりたいと考えております。

また、新たに環境省が全国で少なくとも100か所指定したいと言っております、脱炭素先行 地域を目指してまいりたいというふうに考えております。あわせて、しかるべき時期に、ゼロ カーボンシティー宣言を行いたいとも考えているというところでございます。

この脱炭素先行地域、これは年に2回申請の機会がありますけれども、町でもそのための準備をしたいと思っておりますが、今、ざっくりと考えているところは、町の遊休町有地に、民間主体で地元木材による住宅を建設し、そしてチップボイラーと発電機によりつくり出される熱と電気を、自営線や熱動線によってエリア内の住宅に供給をすると。そして、そのエネルギーの地産地消を実現していくということを想定しております。そのためには、既に実績とノウハウを持つ、ウェスタ・CHPのご協力をいただきたいというふうに考えているところでございます。

また、以前中止を余儀なくされました、家畜ふん尿等を活用したバイオガス事業でありますが、引き続き様々な情報を収集しておりまして、最近入手した情報によりますと、メタン発酵ではない方法によって処理をし、そして粉末状のものが燃料としても使えるという新たな技術も開発をされ、既に実施しているところもあるようでありますので、そういった事例なども研究しながら、ぜひこの家畜のふん尿等活用したバイオ事業についても、今後実現に向けて調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。

このような取組を通しまして、地域資源を最大限に活用しながら、自立分散型の社会を形成するとした地域循環共生圏の実現に近づけてまいりたいというふうに考えております。

2点目の、地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上に向けた考え方ということでありますけれども、この脱炭素先行地域で想定している事業を実施することによりまして、木材を活用した電熱併給によるエネルギー100%の地産地消のエリアが実現することになります。災害時、停電などした場合に、このエリアのみならず、周辺も含めて支援をすることが可能になってくると考えております。

また、森林を適正に管理し、まさにカスケード利用、全て丸ごと活用するといった取組を通

してお金が循環する仕組みが出てまいりますので、これを通した雇用の創出というものも期待できると考えております。

また、脱炭素社会に向けた環境教育の場、あるいは環境観光資源としても活用が可能であると考えております。

また、こういった町の取組に共感する方々が加美町の関係人口になっていく、あるいは移住 定住につながっていくということも期待をしております。

また、ふん尿等を活用したバイオマス事業、これはまだまだ研究、情報収集の段階でありますけども、こういった取組を通しまして、家畜の処理の迅速な、ふん尿ですね、迅速に処理できるということ、あるいは新たなバイオ燃料を製造し有効活用することができると、こういったことにもつながっていくんだろうというふうに思っております。

3点目の、官民それぞれの果たすべき役割についてでありますが、この事業を推進するためには、行政金融機関、中核企業等が主体的に参画した体制を構築し、脱炭素と地域課題を同時に解決する事業や政策を実行していくことが重要であるというふうに言われております。

関係省庁の支援をいただきながら、関係機関とコンソーシアムを組み、計画づくり、補助金の申請、資金調達、計画実施まで、民間のノウハウを最大限に生かしながら取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

- ○議長(早坂忠幸君) 髙橋聡輔君。
- ○6番(髙橋聡輔君) ありがとうございます。それでは、質問させていただきたいと思います。この脱炭素社会の実現というものは、非常に壮大な考え方ということだとは思っておりますが、国の指針なんかを見ますと、先ほど町長SDGsのお話をされましたが、この脱炭素社会、あるいはSDGs、そして地方創生事業、この3つというのは三位一体の考えで進めていくべきものなのかなというふうに私は考えていますけれども、町長はどのような見解でこれを捉えているか、お願いいたします。
- ○議長(早坂忠幸君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) まさにSDGsの考え方に基づいて脱炭素社会の実現、そして地域課題 の解決、こういったものにつながっていくと思っておりますので、全てこれはリンクをしていて、リンクをした形で我々も事業を進めていくということが大事だと思っております。
- ○議長(早坂忠幸君) 髙橋聡輔君。
- ○6番(髙橋聡輔君) その中で昨今、様々風力発電、こちらの関係が非常に国の想定していた 目標数値に足りないと、まだまだ40%程度だということで、全国的に風力の開発が進んでいる

という状況の中で、脱炭素イコール再生可能エネルギー、再生可能エネルギーイコール風力というような形で、ちょっと誤った考えがあるように感じております。この中で、二酸化炭素削減もやはり先ほど町長の答弁にもあったように重要だと思います。

先ほど言った、チップボイラー以外に屋根貸しの事業によるソーラー発電、あるいは、ZE Hと言われるゼロエネルギー住宅ですかね。そのほか、ZEB、同じようにゼロエネルギービルディングですか、といった、こういったものにもしっかりと補助をしていくというのが環境省の考えであると思います。

今後、こういったところ、先ほどLED化の話もありましたけれども、こういったものを推進することによって町の脱炭素社会の実現というものも必要になってくると思いますが、こういったものに関する補助ですとか、そういった考えは現在どういうふうに考えていますでしょうか。

- ○議長(早坂忠幸君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 私がお答えいたします。

以前は、太陽光発電施設を設置するご家庭に補助を出しておりましたが、大分単価が安くなってきておりますし、あえて町がこれを補助しなくとも皆さん方はおつけいただいていると、 意識のある方々はですね、町の補助があろうがなかろうがしっかりつけていただいているということで、これは廃止をさせていただきました。

ただ、補助ではありませんけども、この5月に供用開始をいたします新しい中新田公民館、ここについては、現在、かみでん里山公社と民間の事業者と共同で太陽光を、一部ですね、太陽光発電を民間資金で設置をするということにしておりますので、こういった公共施設の屋根を有効に利活用するということなどについても、今後取り組んでいく必要があるというふうに認識をしております。

以上です。

- ○議長(早坂忠幸君) 髙橋聡輔君。
- ○6番(髙橋聡輔君) まさに公共の建物というところで、こういったものを一般的にZEBというふうに言われるとは思うんですけれども、こういったところが蓄電池ですとか、それこそ太陽光あるいは自前電力を活用して防災機能につなげていくということが非常に重要であると環境省のほうでも言っておりますし、先ほど町長からお話あった、地域先行自治体に対する再エネ推進交付金ですか、この辺の条件等々にもこういったことが載っております。こういった防災にも強い建物を、脱炭素社会の実現の象徴のような形ですね、どこかに建てるといいます

か、補助する考えというものはございませんでしょうか。

- ○議長(早坂忠幸君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 先ほど申しましたように、先行地域の取組を進めてまいりたいと思っておりますので、あるエリアをそういった地域というふうな形で指定をし、そこの中では、まさにエネルギーの自給率100%と、そこでチップボイラーで発電もし、熱供給もしていくと。そのための自営線、熱動線なども引いていくということですから、例えば東北電力さんが停電になろうが何しようが、そこのエリアについては電気、熱供給の継続が可能であるというふうなことを考えております。そのことから、周辺のエリア、あるいは近くに公共施設があればそこに対する供給、こういったことも考えていきたいというふうに思っております。まずはそういったエリアをつくっていく。将来的にそれが2か所、3か所というふうに増えるかもしれませんが、取りあえずはそういったことを想定で、先行地域への申請をしていきたいというふうに思っております。
- ○議長(早坂忠幸君) 髙橋聡輔君。
- ○6番(髙橋聡輔君) ただいまの答弁を伺っていますと、この再工ネ推進交付金に関して、町、 自治体全域でやるもの、あるいは自治体の中での地域を区切ってやるものというところである と思うんですけれども、加美町としてはまず地域を区切って進めていくというような方向性で よろしいんでしょうか。
- ○議長(早坂忠幸君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 今のところはそのように考えております。
- ○議長(早坂忠幸君) 髙橋聡輔君。
- ○6番(髙橋聡輔君) この再生可能エネルギーの件に関して、様々な本、何かしら資料を見ますと、やはりこの再生可能エネルギーによってつくられた電力が都会に送られてしまうと、言わば電力の植民地のような形になってしまっていると。そのために、地域、自然だったり地域だったりを、そのための道具に使われてしまうのはまずいというようなことで反対運動が起きているようにも思います。

こういったところをちゃんと地域のために還元できる、本当の意味での地域循環ができる地域というところを明確にしていかないと、一般的なメガソーラーですとか、風力と同じようなものと捉えられてしまいがちになると思うんですね。その辺をしっかり町長の中で、どういった地域にまずやっていって、そこを先行地域としたいんだということをしっかりと説明をしていただく必要があるのかなというふうに日頃考えているんですけれども、町長の中で想定して

る地域なんか、こういった場所がそういった地域になりやすいんじゃないかなというようなと ころを考えているのであれば、その辺をお話しいただければと思います。

- ○議長(早坂忠幸君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) この、2050年まで脱炭素社会、カーボンニュートラルゼロですね、二酸 化炭素ゼロの社会をつくろうというふうな、これはもう国際的に取り組まなきゃならない、これは大命題でありますから、これに取り組まなければ、今後ますます気温が上昇して、様々な 台風の強大化はじめ災害が起こるという、これは明白でありますので、様々なレベルでこれは 取り組んでいかなくちゃならないと思っております。

当然、民間レベルでの事業、風力であれ太陽光であれ、こういったものも進めていかなきゃならない。当然この中には調和というものが大事であります。さらに、それぞれの自治体においても、それぞれの地域でのエネルギー循環をつくっていく必要があると思っています。

そういった意味から、町は町として、志を同じくする事業者の皆さん方と一緒になって、この脱炭素社会に向けた取組を進めていかなければならないと思っておりますし、そのことを通して、併せて地域の課題というものも解決するという方向で進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

- ○議長(早坂忠幸君) 髙橋聡輔君。
- ○6番(髙橋聡輔君) ちょっとくどいようなんですけども、様々な民間事業者が来た場合に、 やはりその民間事業者によって、そのエネルギーを都会に持っていかれる、あるいは民間事業 者がもうかるため、もちろん事業者なのでもうからなきゃいけないんですけれども、もうかる ためだけにこの地域を使われてしまうんだというようなおそれがあったりするようなんですね。 その辺をしっかり地域のために使われて、地域を循環する先ほどの地域循環共生圏の考えな どを、しっかりその地域を特定してあげて、この地域を先行して、この地域が持続可能な地域 にさせるためにどうやっていくんだというような説明が、やはりなかなかこう難しいところな ので、その辺を理解していただかないと、この脱炭素社会の実現というものがつながっていか ないのかなというふうに私は考えております。

その辺においても、この再エネ交付金を申請する場合に、準備段階として計画書をつくらなきゃいけない、その計画書の段階っていうのが、まずいつ頃つくられてどのような方針になるかというのを、しっかりと地域の住民にお伝えする必要性があると思うんですけれども、その具体的なプランがもしざっくりとしてでもあるのであれば、お話しいただきたいと思います。

- ○議長(早坂忠幸君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) まだ皆さん方にお示しできるものはございません。ただ、当然、考え方としては地域内でのエネルギーとお金の循環ということがありますから、ここでつくり出すエネルギーがよそに行くというわけではなく、あくまでも一定の、まずはエリアの中での循環、そしてお金の循環、そこで雇用も生まれるというふうなことを想定しています。

国では春と秋に公募いたしますので、1回目はもう終わっております。30ぐらいの自治体が手を挙げたというふうには聞いておりますが、早ければ秋に向けて準備をしていきたいなというふうには思っています。場所等についても今いろいろと検討中でありますので、しっかりと、自治体だけでできるものではありませんので、先ほど申し上げたようにウェスタさんの経験、実績ノウハウなども活用しながら、申請に向けて準備をしてまいりたいと思っておりますし、皆さん方にお話しできる段階になれば、当然のことながら、議員の皆さん方にも町の考え方をお伝えさせていただいた上で申請をさせていただければというふうに思っておりますので、ご了解いただきたいと思います。

- ○議長(早坂忠幸君) 髙橋聡輔君。
- ○6番(髙橋聡輔君) 今、国が示しているこの再エネ交付金、年間で約200億円で100自治体ということで、これを計画書段階から協力もしてもらえると、各省庁、おそらく環境省あるいは国交省の自然エネルギー庁だと思うんですけれども、そういったものをしっかり計画をしてもらって、まず、町が取り組む再生可能エネルギーはどういったものなのか。

また、今、風力発電で大企業がいろいろ入ってきていますけれども、そこのすみ分けをしっかりしていただいて、これはあくまで地域循環するんだと、あとこっちは、その企業さんのほうはやっているんだというものを明確にしていかなければ、様々これからの世界規模で言っているこの脱炭素社会の実現と、もちろん2030年まで46%も削減しなきゃいけないわけですから、そういったものをこの自治体としても取り組んでいるんだと。

しからば、町民の皆さんにはどのようなご協力をいただきたいんだというようなこともしっかりと説明責任を果たしていくべきなのかなというふうに思うのですが、その辺をちゃんとこうすみ分けしてですね、ぜひ、どこの担当課に聞けばそういったものが分かるというか、そういったものをしっかり、私も今回一般質問を出させていただいた上で、環境なので、町民課ですとか、もちろんごみの削減も脱炭素社会につながりますので町民課も関係ありますし、企画財政課も関係あって、部分的には建設課のほうにも関係あると、そういうところでもう様々な課にわたってしまうことではありますので、それをしっかりと統一した考えで、これは町がや

っている、いやこれは町ではないんだというところを、ぜひすみ分けをしていただきたいというふうに考えているんですが、その辺についてのお考えがございましたら、お願いします。

- ○議長(早坂忠幸君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 誤解してらっしゃる町民の皆さん方もいらっしゃると思いますので、やはり我々もしっかりと、そういった考え方、仕組みなども含めてお伝えする必要があると思っております。

何度も申し上げておりますけども、風力は民間の事業でありますので、町は、許認可権は経 産省でありますし、林地開発は県でありますので、ただ町としては、住民の立場に立って、意 見を述べる機会が3度ございますから、これまでもそうであったようにしっかりと、これは住 民の生活を守る、あるいは防災という視点からも意見は述べてまいりましたしこれからも述べ てまいりたいと思っております。

ただそのことはそのこととして、町がやはり独自に脱炭素社会に向けた取組、これはどの自 治体も取り組んでいかなきゃならないことでありますから、加美町としても、国の補助事業等 を活用しながらしっかり取り組んでいきたい。その一つとして、先行地域の申請というものを してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(早坂忠幸君) 髙橋聡輔君。
- ○6番(髙橋聡輔君) ありがとうございます。

地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上に向けた考えはというところで、様々な、先ほど 100%地産地消の電力によって安全安心な地域ができるといったこと、この自然環境を生かし た取組というのは、もちろん昨年度あたりも農水省のほうからもそういった地域を中山間地域 につくるんだというようなことで、国として動いている部分があります。

しかしながら、中山間地域のほう、なかなか若者が流出してしまって、もともとは一緒に住んでいた地域に若者が流出することによって、老人世帯といいますか独居老人が増えてしまうと、こういったことが非常に問題が顕著になっているところだと思いますけれども、ぜひ、単なる移住定住ということも、もちろん単なるというのはおかしいんですけれども、移住定住も必要なんですけれども、ぜひUターンのための施策というものを、この脱炭素社会の実現プラスUターンというものに対する考え方、どうぞ強く感じていただきたいと思うんですが、急に振ってすみません、お願いします。

○議長(早坂忠幸君) ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長(橋本幸文君) ひと・しごと推進課長でございます。

ただいまお話ありましたとおり、やはり中山間地域をはじめとして町内全体で人口減少に歯 止めをかける、そういった施策は大変重要なものと認識をしてございます。

特に、今年度、令和3年度からは、そういったUターン者にも目を向けるような形の、ターゲット20という形の補助金の支援制度を実施してございます。今年度もある程度の実績を見込んでおりますので、来年度以降もそういった外から来る方の中に、町内出身者の方々、そういった方々の目に届くといいますか、心に届くような支援策等々についても今後拡充に向けて検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(早坂忠幸君) 髙橋聡輔君。
- ○6番(髙橋聡輔君) この脱炭素社会の実現に関しましては、風力関係でもいろいろ質問がありましたので、そろそろ質問はこの程度にしたいかなというふうに思うんですけれども、町長、よく施政方針で、未来志向に立ったバックキャスティング的な発想でというようなお話をされます。このバックキャスティングで考える場合には、青写真が当然町長の頭の中にはあるはずなんですね。この青写真をしっかり町民の皆さんに共有できるような、こういったものを脱炭素社会あるいは再生可能エネルギーといいますか、その他様々こういう自治体特有の交通手段、こういったところももちろん脱炭素社会につながるわけですから、こういったものを、先ほど、お示しできるような段階で示しますというような話があったんですけども、ぜひ考えを地域住民の方々に早めにお話しいただいて、誤解を早めに解いていただくと。必要なことはやるし、自然を守るところはしっかり守っていくんだというスタンスを、町長のほうからもう一度発していただきたいと思いますが、お願いします。
- ○議長(早坂忠幸君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) ぜひそうさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。
- ○議長(早坂忠幸君) 髙橋聡輔君。
- ○6番(髙橋聡輔君) 風力のほうでもありましたが、自然はそのまま放置し、放置といいますか、自然のままでいることだけが管理ではありませんし、そういったことで土砂災害あるいは CO₂の吸収なども減っていくわけですから、そういったところもしっかりいろいろ、昨日おとといの一般質問でもありましたとおり、植林のほうも、今回の一般質問でも教育にもつながるというようなことがありましたし、前回の一般質問でも言わせていただいたとおり、そういった植林の関係もしっかり進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2つ目の質問に移りたいと思います。

学校魅力化推進事業につきまして質問させていただきます。

学校魅力化推進事業において統合中学校が目指す姿の考えとして、5つの視点から子どもたちの将来の選択肢を広げ、学ぶことの楽しさを実感できる、地域に開かれた特色のある教育課程の編成による魅力ある学校づくりを示しております。また中新田高校の全国募集入試制度に向け、中学校高校連携強化や地域に開かれた特色のある教育課程の編成により魅力化を推進するとありますが、以下の点について伺います。

1つ目といたしまして、統合中学校の教育理念や、方針は。

2つ目として、地域おこし協力隊を活用する際の協力体制の内容は。

3つ目としまして、中学校の具体的な、中高の連携策は。

4つ目、高校全国募集モデル校の基準である、地域連携確立、受入れ態勢の準備、教育活動の特色、などの体制はできているのか。昨日と重複する部分もありますが。

最後に、全国高校モデル校と、もう一つ、文科省による「地域社会に根差した高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業(COREハイスクール・ネットワーク構想)」と言われるものがありますが、これらの関連と財源というのはどのように検討しているかということで、よろしくお願いいたします。

- ○議長(早坂忠幸君) 教育長。
- ○教育長(鎌田 稔君) それでは、学校魅力化推進事業について答弁させていただきます。

1つ目の質問、統合中学校の教育理念や方針はというご質問ですが、統合中学校の教育理念は、統合中学校が目指す姿の考え方に示している5項目が教育理念となり、加美町の教育基本方針を基に、統合中学校が目指す姿の考え方について、宮崎中学校、小野田中学校の校長先生が協議を重ねて、学校教育目標と校訓を設定いたしました。

学校教育目標を「ふるさとを愛し、夢に向かって歩み続ける生徒の育成」とし、加美町全体を自分のふるさととして愛し、ふるさとへ感謝を持ち、自分の夢の達成に向けて努力し、社会に貢献しようとする人間の育成を掲げております。また校訓を「共生、創造、優美」とし、強い意志としなやかな心を持ち共生を目指す生徒、学び合い確かな判断力を持って創造する生徒、やさしさと美しい心で自他を認め励まし合う生徒、を学校生活の中で目指す生徒像としております。

2つ目のご質問、地域おこし協力隊を活用する際の協力体制の内容についてですが、地域おこし協力隊の体制は、宮崎中学校に1名、小野田中学校に1名、中新田高校に1名とし、IC

T支援担当として1名、計4名の学校魅力化コーディネーターとして配置する計画です。協力 隊がそれぞれ学校の先生方や地域住民と信頼関係を構築しながら、総合的な学習を進めていく ことになりますので、協力隊と学校と地域をつなぐために、加美町に精通した担当職員を教育 総務課に配置し、事業の目的、内容等について周知しながら、円滑な運営ができるように支援 体制を整えてまいりたいと考えております。

3つ目のご質問、中学高校の具体的な連携策はというご質問ですが、学習指導要領の改訂により、令和4年度から、高校の科目で総合的な学習の時間が総合的な探究の時間に改められます。これは小中学校の総合的な学習の時間の取組を生かしつつ、より探究的な活動を重視する視点から、教科名が変更になったものです。一方で、新設中学校では学校教育目標の具現化する一つの柱として、総合的な学習の時間の充実を考えております。新設中学校の総合的な学習の時間の内容を検討する上で、高校との連携の果たす役割は非常に多いと認識しております。

具体的には、中学校と高校が共に民間事業所へ委託して、地域おこし協力隊を活用し、地域 資源や地域の人材と連携し、加美町をテーマにした中学校の総合的な学習の時間、高校の総合 的な探求の時間の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

4つ目の質問、高校を全国募集モデル校の地域連携確立、受入れ態勢の準備、教育活動の特色などの体制はできているかというご質問ですが、地域の連携の確立について、令和3年11月に地元企業や有志企業を同窓会などで組織する中新田高等学校運営協議会を設置し、地域との連携を協議しているところです。

受入れ態勢の準備に関しましては、高校の魅力化を進めるために、一般社会法人地域教育魅力化プラネットホームに登録し、魅力化に向けた取組のアドバイスを受けることとしております。また、寮の整備につきましては、今後、具体的な整備に向けて検討してまいりますが、昨日もお話ありましたけども、初年度は国立音楽院の寮の活用も視野に入れて検討し、生徒の受入れ態勢を整えてまいりたいと考えております。

教育活動の特色などの体制につきましては、総合教養、商業実務、文理医療の分野のカリキュラム類型の設定、地域創造学の設置に向け、学校運営協議会や同活動開発部会で議論がなされているところです。高校の総合的な探究の時間として新たに設置される地域創造学については、民間事業所に委託し、地域おこし協力隊を配置して地域資源や地域の人材との連携に取り組み、生徒の多様な進路実現に向けた学びができるよう、町として支援を行ってまいりたいと考えております。

またカヌー部強化のため、現在、カヌー競技の指導員としてハンガリーからコーチを招聘す

るため、JETプログラムを活用したスポーツ国際交流員の申請を行っているところであります。

5つ目のご質問、全国募集モデル校と文科省による「地域社会に根差した高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業(COREハイスクール・ネットワーク構想)」との関連や財源はどのように検討しているかということですが、このみやぎDUAL-COREハイスクールネットワーク構想の目的は、ICTを活用して都市部と郡部の教育格差の解消を目指し、遠隔事業の在り方や、郡部高校の地域探究のカリキュラムについて調査研究を行い、地域に貢献する人材を育成するための事業で、令和4年度の実施に向けて準備を進めているところです。事業費については、宮城県教育委員会が負担しております。

現在、遠隔授業の提供する発信校に宮城野高校などがありまして、受信校の1つに中新田高校が研究校の指定を受け、今年度ネットワークの構築が完了しております。今後、自治体や商工会、大学と共同事業体を設置し、連携体制の構築を図ってまいる考えでおります。

以上、よろしくお願いいたします。

- ○議長(早坂忠幸君) 髙橋聡輔君。
- ○6番(髙橋聡輔君) それでは質問させていただきます。

1番目の質問としまして、統合中学校の教育理念や方針はということで上げさせていただきました。

今、統合に向けて様々動いているところでおいて、校訓の中に共生、創造、優美ということと、地域創造、様々な地域の連携といいますか、そういったところも特色として行っていきますというようなお話はあったかと思いますが、なかなか具体策が見えてこないんですね。具体的に、一番は地域教育としてこの加美町、宮崎、小野田の教育を受けた者としてのアイデンティティーを持っていただくことというのが一番重要になってくるかなというふうに思うんですが、これの構築を数字において、具体的に今検討していることがあれば、教えていただきたいと思います。

- ○議長(早坂忠幸君) 教育長。
- ○教育長(鎌田 稔君) 具体的なところについては今後1年かけて詰めていくとは思いますけども、やっぱり教育目標に、ふるさとを愛し、夢に向かって歩み続けるというふうなところがありまして、先ほど申しましたように、総合的学習の時間においては、特に地域の教育力を学校に取り入れて、本当に地域の方にお世話になり、そして、将来そのお世話になったことを返すような人材を育てるために、どのような取組をしたらいいのかというふうなところを今後検

討をしていく予定になっております。

あと、とにかく現在の小野田中学校のいいところ、宮崎中学校のいいところ、そういうところを土台に、やっぱり現在の子どもたちの課題、そういうふうなことを踏まえて、現状を踏まえながら、この目標に迫るためにどういった取組をしていけばいいのか、しっかり先生方、そして地域の方々のご支援もいただきながら、あと子どもたちの思いを大切にしながら、新しい学校の文化の構築ができればいいのかなと。また、教育委員会としてもそれをしっかりバックアップしていきたいなというふうに考えております。

- ○議長(早坂忠幸君) 髙橋聡輔君。
- ○6番(髙橋聡輔君) 加美町も合併してできた地域でございまして、私が子どもの頃、もちろんまだ合併なんかしていない時期なんですけれども、やはりお祭り関係とかでも、自分が住んでいた中新田の地域と、私の母親の実家になるんですけども宮崎、このお祭りや伝統文化も違います。小野田と宮崎でももちろん伝統文化様々違うところで、両方を体験できるということはこの学校にとってもメリットがあるというふうに思っているんですね。

その辺の教育をしっかり検討していただいて、それをちゃんと教えられる方がいるのかどうか、その辺が一番の問題になってくるのかなと思うんですが、そういったところはどのように考えていますでしょうか。

- ○議長(早坂忠幸君) 教育長。
- ○教育長(鎌田 稔君) 聡輔議員がおっしゃったように、やっぱり地元の出身の先生方には、 ぜひ統合中学校においでいただきたいなというふうには思っております。

また、やっぱり小野田、宮崎を愛する教師が、それが根底にあって子どもたちを教育できる と思いますので、その辺、新しく来られる先生、そして今現在いらっしゃる先生方も共に、地 元宮崎、小野田のよさをしっかり考えて、それを子どもたちと共に学び、成長していけるよう な体制づくりを今後さらに考えていきたいというふうに思います。

- ○議長(早坂忠幸君) 髙橋聡輔君。
- ○6番(髙橋聡輔君) 我々議員の仲間の中にも、中新田、宮崎、小野田の地域文化をしっかりと継承している方々ばかりだと思いますので、ぜひそういったところも学校に絡めていただいて、我々の地域の中学校というところをしっかり魅力づくりをしていただきたいと思います。

その関連なんですけれども、地域おこし協力隊を活用するというところで、宮中、小野中で、また中高に1人ずつと、ICT支援員を1人ずつ置きます。さらに、加美町に精通した職員を教育総務課内に置くというようなことだと思うんですけれども。どういう方なんでしょうか。

地域の中で、それもそこまで委託をするのか、外部からの目で加美町を見ていただいて、その中で新たな発想をしていただく人を指名するのか、はたまたその地域の方々にファシリテーター役というか、そういった形で入っていただくのかというところが1点と、もう1点が、中新田中学校が入っていないんですね。そこの辺の部分の、中新田中学校も合わせた加美町全体の魅力づくりというところについて、お願いいたします。

- ○議長(早坂忠幸君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(上野一典君) 教育総務課長でございます。

地域支援員に関しましては、まず役割として、協力隊が入った場合に学校とのつながり、あ とは我々自治体とのつながり、あとは、一番大事なところは、コミュニティースクールを今後 進めてまいりますので、地域とのつながりをできる方、今現在、会計年度任用職員で、まだ決 まっていませんけども、そういう人材を今探しているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(早坂忠幸君) 教育長。
- ○教育長(鎌田 稔君) 先ほどお話ししました3名の地域おこし協力隊ですけども、1年目は 小野田中、宮崎中、中新田高校、2年目は統合中学校に1名、あと中新田中学校に1名、あと 中新田高校に1名配置する予定でおります。
- ○議長(早坂忠幸君) 髙橋聡輔君。
- ○6番(髙橋聡輔君) ありがとうございます。

中学校、高校の連携策としまして、もちろん、宮崎、小野田、そして中新田中学校があって高校が入ってくると。昨日の米木議員の一般質問のほうでもありましたけれども、地域連携を図っていきながら、かつ、ある程度人がまとまってきた場合には、元の母子寮を活用するというようなことだったんですけれども、母子寮がある地域、私の住んでいます中新田城内地域でございます。この地域に中新田高校もあって、そういった中でそういった寮をつくっていく、ある種、ほかの民間団体に委託をして入ってくるというふうになった場合に、この地域、城内地域あるいは学校周辺地域の方々の理解っていうものも進めなきゃいけないというふうに思うんですが、この辺の連携というのはどのように考えているか。

また母子寮というのは、かなり、20年以上前になりますけれども、あそこの庭といいますか、 を使って、地区住民がお祭りなんかをしていたような場所でもありますので、そういった地域 をまとめてといいますか、一緒になって応援できるような地域にしていかなきゃいけないとい うふうに思うんですけれども、その辺の取組についての考え方がありましたら、お願いいたし ます。

- ○議長(早坂忠幸君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(上野一典君) 教育総務課長でございます。

まず、中学校高校の連携ということで、まずもって具体的には部活動、いろいろなスポーツ に関しては小学校、中学校、そして高校という、やっぱり一連の流れでやっている子どもたち が結構おりますので、そこら辺で部活動、例えば一緒にやったり、そういうこともちょっと考 えたいなと思ってございます。

あともう一つは、地域との連携、中学校も総合学習の中で地域探究の時間を設けていきますので、この地域とのつながりを高校でも一緒につなげていって、高校に行ってからもそのつながりでやれればなとちょっと思ってございます。その中で、寮の話になりますけども、そういう地域とのつながりについては、この地域おこし協力隊も含めて、学校、地域とのつながりを今後つくっていきたいなと思ってございます。

以上でございます。

- ○議長(早坂忠幸君) 髙橋聡輔君。
- ○6番(髙橋聡輔君) 中新田城内という地区は、旧町内で、かなり高齢化も進んでいる地域で ございますので、そういった若い方が来て、あそこの場所で盛り上げていただけるというふう になれば、我々の地域の高齢になった方々もすごくやる気を出していただけるのかなというふ うに思うので、町長、ぜひその辺も検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。
- ○議長(早坂忠幸君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) まさにそういうことが大事だと思っております。

先ほどバーベキューの話がありましたが、国立音楽院では、地域の方々などで月1のランチ会というのをやっていますが、大変学生さんたち喜ばれております。やっぱりこういったことなども、ぜひバーベキューしていただいて、地域の方々と、高校生と交流していただければよろしいと思っていますし、またやっぱり高校生が地域にいかに貢献していけるかということが大事ですので、高齢化している地域にあって、例えば除雪とか、こんな協力も私、得られるのじゃないかと思っておりますので、大いに、そうなった暁には連携をとりながら、学生のためでもあり、地域の方々のためでもありますので、連携を進めていただければと思っております。よろしくお願いします。

- ○議長(早坂忠幸君) 髙橋聡輔君。
- ○6番(髙橋聡輔君) ぜひそのように進めていただきたいと思います。

最後に、DUAL-COREハイスクールネットワークについてですが、こちらのほう、文科省から来ている部分で、東北学院大学あるいは宮城学院女子大学との連携を進めていくというようなお話もあります。現在大学生、コロナの関係で非常に苦しい大学生活を送っていると思うんですけれども、そういった地域の大学生にもこういったものにしっかりと入り込んでいただいて、町でもサポートをしながら、地域学、地域創造学ですか、これの一端を担っていただくために教育委員会のほうに動いていただきたいというふうに思っておりますが、これが最後の質問にしたいと思います。ぜひそのように動いていただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

- ○議長(早坂忠幸君) 教育長。
- ○教育長(鎌田 稔君) 来年度からスタートするわけですけども、都会、宮城野高校の授業をネットで、中新田高校生が授業を見て学習したり、あと、お互い交流して、加美町の探究したところをほかの高校に発信して、それについて意見をもらったりするというような交流、あと、今お話あったように大学生、あとその他いろんな地域ともつなげる設備が整いましたので、その可能性をいろいろ探りながら、有効に活用できるように検討していきたいというふうに思います。

以上です。

- ○6番(髙橋聡輔君) 終わります。
- ○議長(早坂忠幸君) 以上をもちまして、6番高橋聡助君の一般質問は終了いたしました。 暫時休憩します。11時05分まで。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

○議長(早坂忠幸君) 休憩を閉じ、再開いたします。

通告14番、9番木村哲夫君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

[9番 木村哲夫君 登壇]

○9番(木村哲夫君) それでは、通告どおり一般質問させていただきます。かなりの量なので 前置きは差し置いて、早速やらせていただきます。

産業経済常任委員会は、この間、準公共的な各種団体と4回にわたって意見交換会を行って まいりました。非常に貴重な意見や要望をいただきましたので、常任委員会を代表いたしまし て、この一般質問の機会をその質問とさせていただきます。行政と民間の協力で、今後のまち づくりに生かしていきたいと思いますので、以下の点について伺います。

- 1) 加美商工会との意見交換会より、①コロナ禍における町の支援策について。
- 1点目、プレミアム商品券は効果があり、継続をしていただきたいという要望がありました。
- 2点目、融資の返済開始や猶予されている税金・保険料の支払いへの不安があるということで、これに対する対応。
 - 3点目、補助金の周知徹底や申請手続を簡素化していただけないかという要望もありました。 ②として、事業計画の変更時の業界や団体等との意見交換について。

成人式の日程変更とにぎわいづくり委員会について、伺います。

- 2) 農業委員会との意見交換会より、これは①として、令和3年の第3回定例会で一般質問を行いましたが、その中で答弁のあった、農業振興地域整備計画の見直しについて。
- ②として、加工施設の使用料金やどどんこ館・土産センターの利用手数料等の検討状況について、お願いいたします。
- 3) 加美よつば農業協同組合 J A さんとの意見交換会より、①町と J A との話合いの状況について。
 - 1点目、米価下落に対する支援について。
- 2点目、宮城県の消費拡大と営農継続支援、これは11月22日に話合いがあったはずですが、 この内容。
 - 3点目、再生協議会の合併等の状況について。
 - ②として、町とJAの連携について。
 - 1点目、定期的なトップ会談の実施。
 - 2点目、行政区や地域運営組織とJAの関わり。
 - 3点目、令和5年4月からのJA再編による対応について。
 - 4点目、特産品の開発や大豆作付面積拡大の支援について。
- 4) 誘致企業との意見交換会より、1つ目として、新卒者の地元企業への就職支援ということで、町内企業のすばらしさをPRする必要や、地元に残ることのメリットを打ち出していただきたいと。

以上、細かく4点お願いいたします。

- ○議長(早坂忠幸君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) それでは、木村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

様々な団体からの聞き取り調査をされ、貴重なご意見をいただくことに感謝を申し上げたい

と思っています。

まず、商工会との意見交換会の中で様々な意見が出されたということであります。

1点目の、コロナ禍における町の支援策についてでございますが、プレミアム商品券につきましては、令和3年度は新型コロナ交付金を活用し、3割増しによるプレミアム商品券を発行いたしました。その結果、2月21日時点の換金率は92.3%、換金額は4,198万8,500円となっております。

令和4年度におきましては、要望に基づき、新型コロナ交付金を活用し予算計上する予定と しております。当初予算には計上していませんけれども、交付金を活用して補正対応で実施を していきたいというふうに思っております。

次に、融資の返済開始や猶予されている税金・保険料の支払いについてでございますが、経営者が抱える悩みや不安に対しての相談窓口は、加美町商工会が担っております。経営指導を含めた細かな対応を今後も継続して行っていただき、町としても協力体制を引き続きしてまいりたいというふうに思っております。

次に、補助金の周知徹底や申請手続の簡素化についてでありますが、令和3年度同様に、加 美商工会と協力しながら状況に応じた補助金制度の創設を行い、事業者支援に努めてまいりま す。また、申請手続については、補助金要綱などを制度との整合性を図りながら簡素化に努め るよう配慮してまいります。

次に、事業計画や変更時の業界団体との等との意見交換ということの中で出てきたご意見で、 成人式の日程変更、にぎわいづくり委員会等について、答弁をさせていただきます。

まず、にぎわいづくり委員会でありますが、現在活動している委員会は中新田地区の委員だけとなっておりますが、町の振興公社と連携を図り、公社主催のモニターツアー時には、自主的な企画立案、実行など精力的に活動をしていただいております。また小野田、宮崎地区の委員会の方々については、やくらいスノーファンタジーの実行委員会であったり、各種委員会などで活躍しておりますので、それぞれのにぎわいづくり委員会の方々は、委員会として存続している、していないにかかわらず、まちづくりに関わっていただいていることに感謝申し上げたいと思います。これまで同様に、今後も自主的な活動を期待し、特に商店街の活性化に基づく事業の際には、ぜひ意見を交換させていただきたいと考えております。

成人式の日程についてでありますが、令和3年成人式につきましては、前年、令和2年12月 に新型コロナウイルス感染症の第3波が襲来し、加美町においても感染者が確認されました。 県内の市町村におきましては、成人式の開催を延期する自治体もあり、さらには町内の関係者 や町民の方々からのお問合せなどもございましたので、加美町でも新成人及びご家族の健康に 配慮し、急遽延期を決定したものであります。このことにつきましては、新成人皆様をはじめ 関係事業所の皆様には大変ご迷惑をおかけしたと思っております。

また、成人式の日程につきましては、新成人のことを第一に考え、できるだけ早い時期に、 そして帰省等でなるべく多くの新成人に出席をしていただきたいという思いから、8月14日、 お盆の時期に設定させていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

農業委員会との意見交換会の中で、農業振興地域整備計画見直しについてのご意見があったようであります。このことにつきましては、令和3年第3回定例会で一般質問を受けまして、 見直しに係るスケジュール等を作成し、令和5年度の計画変更を目標として進めていくと答弁をさせていただきました。

県でも現在基本方針の策定を進めておりまして、本町の計画変更に係る内容やスケジュール等で、県の担当課に相談し、指導を受けているところであります。本町の農業振興地域整備計画も、合併時の計画変更から15年以上経過していることもあり、土地利用計画の見直しも含め、変更内容が多く、農家の方々やJA、土地改良区などの関係機関と協議を重ねながら見直しを進めていかなければならない状況にあります。そういったことから、スケジュール作成について遅れが生じておりますが、計画変更に向けて進めてまいります。

次に、どどんこ館や土産センターの手数料についてでありますが、野菜を販売する場合、ど どんこ館は10%、土産センターは、組合員であれば14%、員外組合員の場合は17%の手数料と なっております。また、新規の員外組合員であれば初年度の1年のみを15%としております。

1月に、土産センターの経営改善と機能強化を図るため、若い生産者の意見を反映してはどうかということで、地域おこし協力隊のOB、OGと意見交換会を開催いたしました。その中で、土産センター内にチャレンジショップコーナーを開設し、新規就農者等が低い手数料で利用できるようにしてはどうかといった意見が出されました。土産センターの手数料につきましては、指定管理者が条例で定める使用料の範囲内で設定することとなっておりますので、さんちゃん会が決定することでありますが、新規就農者等が利用しやすい施設となるように、さんちゃん会としても、若い会員の確保と経営改善に向けて協議をしてまいりたいという考えのようでございます。

地域食品加工センターにつきましては、施設の有効活用と行財政改革の推進の面から、地域 の組織等への譲渡を検討してまいりたいと考えています。

加美よつば農業協同組合との意見交換会により出された意見が数々あったようでありますが、

町とJAとの話合いの状況については、米価下落に対する支援につきまして、9月10日、JA全農宮城が概算金を決定し、ひとめぼれについては1俵60キロ当たり前年比3,100円になるとのことでしたので、これを受けて、担当課ではJAの担当部署と米価下落に対する支援について協議をいたしました。この時点では需要だったり制限の支援金ということで、その案を策定したところであります。その後10月8日、JAから町に対して、米の需給調整及び米価下落、稲作経営農家支援対策に関する緊急要請書の提出があり、国への働きかけと町に対する支援の要請がありました。そして宮城県、市町村会長と、町村会長の連名で、農林水産大臣及び宮城県知事に対して要請を行ったところであります。

次に、宮城県の消費拡大と営農継続支援についてでありますが、11月22日に県、町、JAの担当者が出席し、宮城県の米価下落支援対策について内容を確認したところでございます。その後も町とJAで打合せを行い、農家を対象とした説明会の開催や申請の受付対応等について協議をしております。

次に再生協議会の合併等の状況についてでありますが、地域農業再生協議会は、国の経営所得安定対策の実施に必要となる、現場における推進活動や要件確認などを行う地域段階の事業実施主体であり、農業者の代表と農済、そして農業委員会、土地改良区などの関係機関、町及びJAで構成される組織であります。

加美よつば農協は、管轄区域に本町と色麻、2つの再生協議会を抱えておりますが、振興作物交付金の交付体系など相違しておりまして、一体的で円滑な生産調整が行えないこと。また、それぞれにスタッフを割いていることの負担などが農協組織内部で問題となっていたようであります。

そのため、平成29年度に合併に向けた検討が開始されることとなり、令和2年2月には、本格的な協議を行うために再生協議会合併推進協議会が設立されました。その後、地域とも補償事業による助成内容、単価について一部統一が図られるなど、本年4月の合併目標に向けて準備が進められておりました。

しかしながら、昨年8月の事務局協議において、合併のメリット、デメリットについて再検 討を行われ、現状で合併のメリットは見出せないとして、幹事会を開催し意見を求めることと なり、12月に行われました推進協の幹事会において、合併については一旦白紙とし、合併推進 協議会は休止、必要な調整は事務レベルで継続するということで意見がまとまりましたので、 本年1月14日付で、推進協議会会長であるJA組合長から文書で報告をいただいております。 また、本年1月に、2町それぞれの再生協で開催した臨時総会においてもその旨の報告が行わ れ、了承されたところです。

今後は、事務局間で必要な調整、情報交換等を継続しながら、合併については、メリットが 確認されるなど条件が整い次第、協議が再開されるものと考えております。

次に、JAとの連携についてでありますが、定期的なトップ会談の実施につきましては、令和元年度にトップ会談をし、加美町、色麻町、JAによる加美郡農村地域振興懇談会を開催していくこととしましたけれども、コロナの影響もあり、その他いろいろと相手方の健康状態等々もあり、その後はなかなか開催できない状況にあります。米価下落支援や、大雪による農業用施設の調査、農業再生協議会等個別的な案件で意見を交わす機会は当然ございます。しかしながら、今後定期的なトップ会談に向けてJAと協議してまいりたいと考えております。

次に、行政区や地域運営組織とJAの関わりでございますが、行政区だけでは地域の様々な 課題解決が困難な状況になってきている地域もあり、農地の利用及び管理も同様であることか ら、JAとしても地域運営組織がその機能を担う必要性について認識をしているところでござ います。

今年度、旭地区で地域運営組織が設置されましたが、他地区におきましても設立に向けて動いております。地域運営組織として様々な課題の解決に向けた活動の中で、農業に関する課題については、JAとの連携そして協力を求めるなど、協働の考え方の中で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、令和5年4月からのJA再編による対応でございますが、JAは営農販売、購買業務は現在の4支店体制で継続すると。そして、組合員の相談機能の充実を図っていくということでございます。

ただし金融についてでありますが、加美地区中新田支店へ集約するということで、令和4年7月に貸付け業務と共済業務を先行して一元化しているとのことであります。預金業務は、令和5年4月に金融総合店舗として加美支店に集約する計画が総代会で承認されたということでございます。このことによりまして、小野田地区及び宮崎地区からは金融機関がなくなるということになります。

地域の方々の生活に当然これは影響が及ぶと思われますので、JAからこうした影響への対応としての支援を求められる場合には、町としても協議をしてまいりたいというふうに思っております。

次に、特産品の開発や大豆作付面積拡大支援についてでありますが、特産品の開発につきま しては、今年度から、加美町ムラサキ6次産業化協議会で薬用植物のムラサキを活用した商品 開発に取り組んでいるところでございます。本協議会には、JAが加入している薬用植物研究 会が構成団体となっておりますので、ムラサキの栽培から商品化に至るまで連携をしてまいり たいと考えております。

大豆作付面積拡大支援についてでございますが、大豆は本町において牧草を除く最大の水田畑作物となっております。昨年は、全転作面積の15%に当たる337へクタールの圃場で大豆の作付が行われました。

国産大豆については、健康志向の高まりにより、豆腐や納豆の原料として近年需要が大きく高まっており、価格も上昇傾向にあります。しかし、湿害、病害に加え、担い手の労働負担の増や、天候不順による適期作業の逸失、地力の低下、連作障害などがネックとなっておりまして、また、転換が容易で、交付金単価も高い飼料用米の作付の意向が強いこともありまして、なかなか拡大が進まない状況にあります。ただ、飼料用米に対する高い補助率については、国の財政審議会等において問題視されており、今後調整されていく可能性もありますので、大豆を中心とした需要の高い畑作物への転換は、地域の水田農業を維持していくためにも必須のものであると考えております。

JAにおいても、今年産以降の作付拡大に向けて転換誘導を強化すると聞いております。町におきましても、地域における生産性向上の取組を進めるため、各種補助事業を活用した機械の導入や排水対策などを推進して生産基盤の構築を行い、取組面積の拡大につなげてまいりたいと考えております。

次に、誘致企業との意見交換で出されたご意見についてお答えいたします。

町では、今年度から新たに20代の転入増加に焦点を絞った事業に取り組んでいます。まず、新規学卒者に対する支援としては、ふるさと就職奨励事業として、町内に住所を有し、初めて就職する若年者に対し、1人当たり10万円を支給いたします。そのほか、奨学金返済支援事業、これは上限20万円で最長5年間、100万円になりますが、の制度の実施。さらには、新規学卒者への就職支援にとどまることなく、地元企業にとっても採用時のインセンティブとなるように考えておりますので、ぜひこういったことをアピールして、活用していただければというふうに思っています。

また、20年10月に開設しました加美町無料職業紹介所では、町内事業所から依頼を受け、求 人募集、これは回覧を行っておりまして、1月末までに29件、17事業所分を実施し、アルバイ トも含みますけども、21名の雇用創出につながっております。引き続き、町内企業及びハロー ワーク古川等と連携を図り、求人情報提供の掘り起こし、求職者への求人情報の提供を行いな がら、就労機会の創出に努めてまいります。

誘致企業のPRにつきましては、企業の特色、製造している製品、高い技術力などを盛り込んだ企業紹介パンフレットを独自に作成しております。このパンフレットは、無料職業紹介所に来所した方々や、町内外の事業所との技術連携、生産連携の際にも活用しております。今後とも、新規学卒者をはじめ若年者の雇用機会を創出し、地域経済の活性化につながるように進めてまいります。

以上、ご質問にお答えをさせていただきました。よろしくお願いいたします。

- ○議長(早坂忠幸君) 木村哲夫君。
- ○9番(木村哲夫君) ありがとうございます。時間が大分たってきましたので、早速質問します。

これは、常任委員会の会議といいますか意見交換会の中に担当課の方々も参加していただいておりますので、できれば町長を中心に回答いただいて、数字的な部分とかそういったところは担当課の課長さん、お願いしたいと思います。

まず最初に、加美商工会との意見交換会の中で再質問をさせていただきます。

融資の返済開始の猶予とか、そういった税金、保険料の支払いの不安に対して、先ほど町長の答弁では、窓口は加美商工会が担っていると、町としても協力体制を引き続き行うということでした。

予算書を確認しますと、令和2年度加美商工会運営補助金が1,670万円。次の年、令和3年度が1,500万円。今年のというか、令和4年度が1,350万円ということで、10%のシーリングということでどんどん減っております。コロナ禍の中で、商工業者が大変な状況の中で相談業務を行っておりますが、そして、町の協力体制なんですが、産業振興課に今年度から組織改編になったわけですが、私たちが見るにしても、なかなか職員の方々も大変だなという思いをしております。何となく商工観光に対する対応が手薄になっているような感じがするんですが、町長、いかがでしょうか。

- ○議長(早坂忠幸君) 町長。
- ○町長 (猪股洋文君) 様々な取組をしていかなきゃなりませんので、職員も十分至らない点はあるかもしれません。体制としては不十分だとは思っておりませんが、特に商工観光係につきましては、今年度観光ビジョンという非常に大きな、結構これ手間暇のかかるものなんですが、こういったことにかなり時間を割かれておりますので、ほかの部分が若干手薄になっているかもしれません。

ただ、基本的にやはり、私申し上げましたように、商工会がしっかり取り組んでいくことが必要と思っていますし、私、商工会にお話ししていますのは、ぜひ企業版ふるさと納税を活用してくださいと。商工会のメンバーと密接につながりのある企業さんたちが町外にあるわけでございます。町としても、企業版のふるさと納税を増やすための働きかけをしておりますけども、ぜひ商工会の方々が、そういった加美町にゆかりのある方々に働きかけをしていただいて、そして、加美町に企業版ふるさと納税をしたことで、それを町のほうが商工会に補助金として出すという。こういう、せっかく国でそういった9割が税控除対象になるというふうな寄附をしやすい制度ですので、こういった取組をぜひやってほしいというふうにお願いしました。

これまでのように、お金が足りないから町に増額してほしいと、こういうことでは私はどちらも回らなくなってしまうと思っていますので、そういった国の制度なども活用しながら取り組むべきだと思っておりますので、しっかりと町としても、いろんな提案をしながら支援もしていきたいと思っております。

以上です。

- ○議長(早坂忠幸君) 木村哲夫君。
- ○9番(木村哲夫君) 次に、補助金の周知徹底なんですが、クリーンマーク応援金が予算の半分ぐらいしか執行できなかったという実態もお聞きしております。意見の中に、インターネットを使いこなせない方、高齢の方がいまして、そこでつまずいてしまうと、もうそこから補助金とか申請ができなくなるという意見もあったので、この辺の改善、お願いできればと思いますが。これは担当課長のほうでお願いします。
- ○議長(早坂忠幸君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(尾形一浩君) 産業振興課長でございます。

そのかみ~ごクリーンマーク応援金の申請につきましては、県のほうにも申請手続が必要だったと。その際にはやっぱりインターネットを使わなきゃいけなかったということで、やはり、その使いこなせない方につきましては不便だったということで、その辺は商工会さんであったり、町のほうでもお手伝いはさせてもらったところでございます。

今後は、またいろいろそういった支援をしていく場合は、今回のそういった点を反省点と捉えまして、ちょっとその辺を踏まえながら今後いろいろ検討してまいりたいと思いますので、 よろしくお願いいたします。

- ○議長(早坂忠幸君) 木村哲夫君。
- ○9番(木村哲夫君) 次に、成人式の日程についてなんですが、先ほど答弁いただきましたが、

確かに新成人の方、家族はもとよりなんですが、この話合いで言われたのは、やっぱり関わる 貸衣装業者、理美容業者にとっても一大イベントでしたということで、近隣の自治体では業界 に対して相談があったということで、今後このような配慮も必要ではないかということで、町 長、いかがでしょうか。

- ○議長(早坂忠幸君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長兼スポーツ推進室長(浅野善彦君) 生涯学習課長です。

成人式の日程につきましては、町長答弁のとおり、急遽延期というような内容になりました。 それで、こちらでいろいろ情報収集をしまして、各業者等のほうとの連絡等を密にすればよかったなというふうには考えております。

今後、このような件、反省しまして、次回このようなことがあれば、前向きに検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(早坂忠幸君) 木村哲夫君。
- ○9番(木村哲夫君) 次に、にぎわいづくり委員会なんですが、町の活性化には欠かせない委員会だと、商店街の活性化に基づく事業の際には、先ほど意見を交換させていただきたいという答弁でした。話合いの中で、平成24年6月に、行政主導で組織されて最初は予算がなかったと、その後予算化されたということでした。

加美町総合計画実施計画では、令和元年度から令和6年度も3地区で85万9,000円の予算が当初ありました。しかし、計画の見直しで、令和元年度は83万円、令和2年度は30万円、令和3年度からゼロということになっております。それで、計画見直しの経過の説明と、もう一点、観光まちづくり協会にお伺いしたときに、お客さんにマップが欲しいんだと、来た方になかなか説明するのに、欲しいということで、こういったマップ代とかそういったものは、町のほうで印刷代などの補助、助成が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(早坂忠幸君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 確かにこれは町主導でつくった委員会でございます。どの組織も終期は 定めなきゃなりませんので、基本的にやはりこういった活動は、主体的にそれぞれ市民活動と してやっていくいただくことが最もふさわしいわけでありますので、担当課のほうから聞いて いますのは、事前にいつで補助金は打ち切りますということを伝えた上で、補助金をつけなく せないといいますか、終期を設定したということでございますので、そこはぜひご理解いただ きたいと思っています。

先ほど申しましたようなスノーファンタジーの実行委員会などは、当初3年間、提案型の町事業で手を挙げて進めまして、4年目からは自分たちで財源を確保して、そしてスノーファンタジーの2年連続開催しておりますが、やはり協働のまちづくりを進めるに当たって、そのような自主的な、自走できる市民団体が増えていくということが大事だと思っておりますので、今後も、このことに限らず、育てて、そして自立をしていくという方向で進めてまいりたいと思っています。

また、マップのことは詳しく私分かりませんけども、にぎわいづくり委員会のほうから、担 当課のほうで事情を聴取して、当然必要なマップは町としてつくらなきゃならないだろうと思 っておりますので、詳しくお話を聞いてみたいと思っています。よろしくお願いします。

- ○議長(早坂忠幸君) 木村哲夫君。
- ○9番(木村哲夫君) それでは担当課長、よろしくお願いいたします。

次に、農業委員会との意見交換ということで先ほど答弁いただきましたが、そこで確認なんですが、前回の一般質問で、町長の答弁では、この見直しに当たりまして、土地利用計画の見直しなどに多くの時間を要することから、今年度中に見直しのスケジュールを作成し、令和5年度計画変更を目標といたします、担当職員の増員、予算措置などを図ってまいりたいという答弁をいただきました。スケジュールはでき上がったのか、今年度ですので。また、職員の増員、予算の措置などの考え方、お願いします。

- ○議長(早坂忠幸君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(尾形一浩君) 産業振興課長でございます。

この農業振興地域整備計画の見直しのスケジュールでございますけども、大変申し訳ございません、遅れております。農業振興地域の見直し、結構事務量も多いところではございますが、昨日、佐藤議員の一般質問でもございました人・農地プランというものも、今後法定化されるということで、また別なそのプランの策定も必要になるということで、こういった人・農地プラン、農業振興地域整備計画、これを効率的に策定できるように、その辺を踏まえたそのスケジュールというものをちょっと考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(早坂忠幸君) 木村哲夫君。
- ○9番(木村哲夫君) この質問は、以前、現議長の早坂忠幸さんもやっております。それからもう既に相当時間もたっていますし、大変なことだと思いますが、やはり、先ほどもお話ししたんですが、組織改編のときに商工観光課と農林課と一緒になっているということで、相当な

仕事量があると思います。しかも、どんどんやらなきゃならないことも増えていますので、ぜ ひ担当職員の増員、予算措置のほう、町長、今後配慮いただければと思いますが。

- ○議長(早坂忠幸君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) この私たち、片方では経費の削減ということにも取り組んでいかなくちゃならないんです。ですからその中で、やっぱり人件費の削減、これは避けて通れないわけでありますので、正直申し上げまして、そう簡単に人員を、どの部署でもそうですけども、増員するということは容易ではございません。財源措置もそうです。

ですから、皆さん方にとっては、非常に遅いんじゃないかというふうにお思いになるかもしれませんが、私どもとしては、やはりその限られたマンパワーの中で、財源の中でやっていかざるを得ない状況にありますので、そこのところはぜひご理解いただきたいと思っています。全体にバランスをとりながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(早坂忠幸君) 木村哲夫君。
- ○9番(木村哲夫君) それでは、次に移ります。

JAさんとの話合いの中で、米価下落に対する支援について、今週の月曜日だったですかね、 最終的な状況ということでJAさんのほうにお伺いしていろいろと聞いてまいりました。

JAとしては60キロ当たり200円の補助を1月31日に決定したと。それで気になっていた、コロナ禍による融資の申込みは44件9,100万円、申込みはあったそうです。しかし、現時点での実行は33件7,000万円ということで、融資申込みをいただいた方に全部回答できているわけではないというお話でした。また、県のコロナ対策補助金の機械補助が9件2,119万円。肥料農薬が18件で418万円となっているということでした。

融資を受けられなかった農家の方への支援と、以前に常任委員会の中で、JAの融資に対する利子補給は町で行うというお話を聞いておりますが、この状況についてお願いいたします。

- ○議長(早坂忠幸君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(尾形一浩君) その融資を受けられなかった方につきましては、まず、なぜ融 資を受けられなかったのか、ちょっとその辺のまず確認をさせていただきたいと思います。

融資を受けられた方につきましては、融資に対する助成ということで、県1%、町が0.25% 融資することとなっておりまして、12月中に融資を受けられた方につきましては、今年度、町 の予算で実施の調整をすることとなっておりますし、来年度につきましても、当初予算のほう に計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(早坂忠幸君) 木村哲夫君。
- ○9番(木村哲夫君) 次に、11月22日に県と町とJAさんとで話合いを行って、農家を対象に 説明会を開くと、申請の受付等を行うということのようだったんですが、その状況について、 伺いたいと思います。
- ○議長(早坂忠幸君) 農業振興対策室長。
- ○農業振興対策室長(鎌田裕之君) 農業振興対策室長でございます。

議員さんからお話がありましたのは、県の米価下落対策事業に、カウンセラーの説明会のことだと思いますけれども、こちらだとすれば、農協の営農センターのほうで農家のほうに事業のご案内をいたしまして、来ていただける方については来ていただいてご説明をいたしております。それで実際来ていただいた方を対象に、機械の導入に関してでございましたけれども、申請をいただきまして、こちらのほうで取りまとめて県のほうに申請しておりますし、申請させていただいた分については全て採択されている状況でございます。

以上です。

- ○議長(早坂忠幸君) 木村哲夫君。
- ○9番(木村哲夫君) 次に、町とJAさんとの関係についてということで。

産業経済常任委員会で、JAさんと意見交換会を行ったときに、役員の方がというか参加した農協さんから、初めてこういったことが行われたけれども大変有意義であったと、いろんな話を議会の我々とできたということで、今後もぜひ続けていただきたいというご要望もいただきました。我々も大変勉強になりましたし、ぜひやっていきたいなと。

そこで、先ほど、町長の答弁ですと、令和元年に3者会談をされたということなんですが、 様々な事情はあると思いますが、ぜひとも農業政策を盛り上げる意味でもトップ会談をやって いただきたいと思います。町長いかがでしょうか。

- ○議長(早坂忠幸君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) JAさんにはそういった意向は伝えておりますので、私としては、定期 的にぜひやっていきたいと思っております。よろしくお願いします。
- ○議長(早坂忠幸君) 木村哲夫君。
- ○9番(木村哲夫君) 次に、令和5年4月からJA再編による対応なんですけれども、先ほど 町長のほうからご説明いただきました。

先日のJAさんにお伺いしたとき、可能であればということでまだ決定ではないんですが、 やはり金融がなくなると厳しいという小野田、宮崎地区のことも配慮すべきでないかというよ うな考えもあるようで、例えば曜日別に巡回車を出すとか、いろいろ考えていかなければいけないんではないかなあというお話を、役員の方からお伺いしました。

町としても、町民の利便性と、さらに、農協さんが今いる体制から変わった後の支所の建物 の活用、これをどのようにされていくのか検討していかなければならないと思いますが、現時 点でどのように考えられているか、お願いします。

- ○議長(早坂忠幸君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 金融関係につきましては、農協さんのこれからのご計画、まだ我々には っきり伝わってきておりませんので、それに応じて町が支援できるところは一緒に支援してい きたいと思っております。

また小野田、宮崎支所から金融が出るということで、そこの跡地のスペースの活用ということを検討しなきゃならなくなっておりますし、一部検討はしてはおります。ぜひ、有効に活用してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

- ○議長(早坂忠幸君) 木村哲夫君。
- ○9番(木村哲夫君) 次に、特産品の開発についてですが、JAさんにお伺いしたときに、このネギの、特産に今なっているわけですが、どのようにして開発したんですかということで、当時の農業普及員の方が岩沼のほうの出身ということで、そちらのネギを持ってきたり、様々なものをやって、試して、それでこれだというのを見つけたというお話もお伺いしました。

そこで、今、町長のお話ではムラサキの6次化というお話で、今年度からでしょうか、3年間3,000万円、国からの補助をいただいて行っているということは委員会で伺っておりますが、この製品化の時期と売上金額の目標について伺います。

- ○議長(早坂忠幸君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(尾形一浩君) 産業振興課長でございます。

ムラサキの商品化、商品開発につきましては、まず今年度ですけども、加美町産のムラサキ、 紫根と呼ばれるその根っこの部分から、有効成分の抽出方法ですか、そういったものを東北医 科薬科大学のほうで開発してもらっております。今回は、抽出した抗炎症作用成分を利用しま して、石けんのほうを今試作しております。

今後、もっとその商品数についてはいろいろ試作して増やしていきたいと思っておりますが、 売上げの目標につきましては、まず、どういった商品として開発できるのか、その商品によっ てもやはりその単価というものも異なってきておりますので、その商品化できる商品、これが 定まった時点で、ムラサキの栽培面積、そこから幾らぐらいその商品が生産できるのか、そこから目標を定めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(早坂忠幸君) 木村哲夫君。
- ○9番(木村哲夫君) 新しいものをつくり出すというのは大変なことだと思います。ただ、せっかく特産品となっている、今、ネギだとかそういったものもあるわけなので、お話をお伺いしますと、なかなか作る方も高齢化になってきていると。そういったせっかくあるものも大事にしながら増やしていくということも、ぜひお願いしたいと思います。

そこで、今回、一番力を入れて質問したかった大豆の関係なんですが、大豆の作付面積拡大の支援について、国は令和2年3月に閣議決定をしました。食料農業農村基本計画において、平成30年生産量は21万トンでした。それを令和12年度生産努力目標として34万トン、ほぼ1.5倍以上に拡大したいということのようです。

さらに、3月9日付の日本農業新聞、これは三浦英典議員から提供いただきました。これによると、宮城農業再生協議会は大豆の約1,000~クタール拡大を目指すということで、時間がないので細かくはご紹介できませんが、そこで、皆さんにモニターを見ていただきたいんですが、皆さんのタブレットに入っていますので、そちらで確認いただきたいと思います。

これが、皆さんのタブレットに入っているものです。先ほど来農家の方々が、割と手っ取り早くというかやりやすいということで、飼料米8万円、10アール当たりですね、1 反当たり8万円の戦略作物助成というのがあるということです。大豆のほうは3万5,000円ということで、どうしても補助金の高い米のほうに、しかも、自分も機械を持っているということでそちらに行くということなんですが、よくよく見ていくと、労働時間というのがあります。10アール当たり米は23時間、大豆は7時間ということで、この表しか私は素人なので分かりませんが、その中で、米を作っていった場合の経費と所得を見ますと、経費が相当かかります。逆に大豆のほうが経費はそんなにかからず所得が多いと。

ただ今、町長のほうからお話あったように、大豆は天候とか様々な条件にもよって変わっていくということもありますが、この大豆をこれからもっともっと加美町でも、特に平場の鳴瀬地区とかですね、そういったところで一生懸命作っていければ、また新たな所得として、農作物としてやっていけるんではないかというふうに考えております。

それと、時間がないので、これは町のホームページから取っているんですが、令和3年度作付転換営農継続支援金ということで、県のほうで機械類を買う場合に、例えば大豆の場合に500万円から1,500万円の補助を、2分の1の範囲内なんですけれども、こういったものも出て

います。締切りが3月22日ということなんですが、こういったものをぜひ使っていただいて、 大豆のほうに力を入れていただけないかなと思います。町長並びに課長、この辺で何かご意見 いただければ。

- ○議長(早坂忠幸君) 農業振興対策室長。
- ○農業振興対策室長(鎌田裕之君) 農業振興対策室長でございます。

お話いただいた大豆でございますけれども、大豆については、町長がご説明しましたとおり 本町における最大の転換畑作物ということになっております。

それで、令和3年度におきましては、町内全体で337へクタールの取組がございました。令和2年度におきましては、その前の年の東日本台風で堰が壊れた地区で水稲作付が行えないということで、一時的に大豆の作付が行われまして、面積が370へクタールまで拡大しておりましたが、令和3年度については、またそれが飼料用米等に再転換という形で再び減少に転じるような形になっております。

大豆の取組がなかなか伸びない理由についてでございますけれども、大豆の生産には専用の機械とかの設備、そちらへの投資が必要になることから、どうしても集落営農組織でありますとか法人、あるいは個人でも大規模な個人での取組が中心になってしまうということで、それ以外の中小の農家につきましては、そういう投資が必要ない、これまでの機械で対応できる飼料用米ですとか、そちらのほうにどうしてもウエートが行ってしまうということでございます。

一時では、平成23年ぐらいは400~クタールを超えた時期とかもあったようでございます。 今後につきましては、高齢化等によりまして担い手の集積が進んでいく中で、そういった大豆 に取り組んでいらっしゃる法人さんですとか、生産組合のほうに集積が進んでいく中で、そち らのほうで取組を拡大していただくような形になるのかなというふうには思ってございます。

令和4年産におきましては、米の生産の目安がかなり縮小されているということで、転換は強力に進めていかなければならないという部分がございます。農協さんにおきましては、今年、既存の取組いただいている方に対して、作付転換をお願いしていただくということを聞いております。目標につきましては、昨年よりは30~クタールほど増した370~クタールを目標に推進を行っていらっしゃるということでございますので、そういった状況でございますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(早坂忠幸君) 木村哲夫君。
- ○9番(木村哲夫君) 時間が厳しくなってきました。

JAさんによれば、大豆の場合概算金が60キロ当たり大体3,000円から4,000円支払われて、

残りの差額は1年後に支払われるということで、逆に、後で支払われるということは農家にとって非常に有効なんだというお話もいただきました。あとはその担い手不足の問題は、これはその次とも絡みますので、そちらでお話しします。

次に、誘致企業との関係なんですが、先ほど答弁いただきました、令和3年度に新たに取り 組んだ20代の転入増加政策の効果について、まず伺います。

- ○議長(早坂忠幸君) ひと・しごと推進課長。
- ○ひと・しごと推進課長(橋本幸文君) ひと・しごと推進課長でございます。

令和3年度より新たに20代をターゲットといたしました補助事業のほうを創設をさせていただいております。その現在の活用の状況につきましてご説明をさせていただきますと、まず、奨学金の返還を支援させていただきます補助金、こちらにつきましては、上限を20万円までとさせていただきまして、連続する5年間活用していただく形になります。こちらにつきましては、今現在で11件申請をいただいておりまして、金額といたしましては128万円ほど交付をさせていただいております。

続きまして、若年者移住促進家賃補助金、こちらにつきましては、単身世帯で年間6万円、 ご夫婦でアパートを借りて住んでいただきますと10万円。こちらのほうを交付させていただく 事業につきましては、現在23件活用していただきまして、142万円ほど交付をさせていただい ております。

続きまして、町内に住所を有して町内外の企業に新規でお勤めになった方、ふるさと就職奨励補助金、こちらにつきましては、現在で17件活用していただいておりまして、170万円ほど交付をしてございます。

もう一つ、最後になりますが、若年世代の結婚された世帯で所得が400万円以下という、年間所得の制限はあるんですけれども、こちらで加美町にお住まいになって新たに生活を始めていただく、特にアパートをお借りになって、その敷金礼金ですとか、そういった掛かり増しの経費をサポートしさせていただく事業、こちらにつきましては現在5件申請をいただいておりまして、32万5,000円ほど交付をさせていただいております。

状況としては、以上でございます。

- ○議長(早坂忠幸君) 木村哲夫君。
- ○9番(木村哲夫君) ありがとうございます。

次に、企業紹介パンフレットというのを配っているという話でしたけれども、こういったものの内容を、町民の方とか特に進路を考えている学生などに広めて、誇りを持って地元企業に

就職できる環境づくり、これは非常に大事だと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長(早坂忠幸君) 町長。

以上です。

- ○町長(猪股洋文君) 企業紹介パンフレット、当然これは、企業さんがそれぞれの学校にお伺いをして、進路指導の先生なりにもお話をし、学生さんにも当たっているわけでありますけども、そういったときに企業さんのほうでお使いいただいております。
- ○議長(早坂忠幸君) 木村哲夫君。
- ○9番(木村哲夫君) ぜひ、お話をしたときに、こんなにすばらしい企業がこの町内にあるということをなかなか町民の方が分かっていないので、広めていただきたいと。

時間がないので最後、誘致企業の方々は、従業員の高齢化と人材確保が一番の課題だということでした。誘致企業をはじめ町内外の企業に対し、農業を守り育てる観点からも、兼業農家の存続可能な働き方改革のシステム、こういったものを検討していただけるように企業さんと働きかけていただいて、この町にこういった企業があり、そこに若い人たちが就職しながら農業も守るというような仕組みをぜひご検討いただけないか、町長、お願いいたします。

- ○議長(早坂忠幸君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) これから当然集積をしていく、そして農業生産法人等が大規模な農業経営をしていくということに加えて、やはり、多様な人材が農業を支えていくということが大事だというふうに思っています。

議員ご指摘のような、農業プラス企業さんでの働き、農業プラス何か別のことを、音楽でもいいんですけども、そういった半農半X的な働き方、こういったことは推進していかなければならないと思っておりますので、企業の皆さん方とも意見を交換していきたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

- ○議長(早坂忠幸君) 木村哲夫君。
- ○9番(木村哲夫君) 何としても、町民の方の暮らしがよくなってこの町に誇りが持てる政策をぜひ実現していただくことをお願いして、一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。
- ○議長(早坂忠幸君) 以上をもちまして、9番木村哲夫君の一般質問は終了いたしました。 これをもちまして、本職に通告がありました一般質問は全て終了いたしました。
 - 一般質問を終わります。

昼食のため、1時まで休憩いたします。

午後1時00分 再開

○議長(早坂忠幸君) 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第3 議発第1号 ロシアによるウクライナへの侵攻に断固反対する決議について

- ○議長(早坂忠幸君) 日程第3、議発第1号 ロシアによるウクライナへの侵攻に断固反対する決議についてを議題といたします。事務局長に朗読させます。事務局長。
- ○事務局長(内海 茂君) それでは朗読させていただきます。

ロシアによるウクライナへの侵攻に断固反対する決議について。

ロシアによるウクライナへの侵攻は国連憲章に違反し、国際社会の平和と安全、秩序を著し く損なう暴挙であり、断じて許すことはできない。既に、ロシアの攻撃により、民間人を含む 多数の人々の命が奪われており、このような武力を背景にした一方的な現状変更は、明白な国 際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので、看過できない。

ここに、加美町議会は、ロシアに対し、ウクライナへの侵略、軍事行動を直ちに中止するよう求めるものである。政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置の徹底及び強化を図り、即時無条件でのロシア軍の撤退を求めるよう要請する。

以上決議する。

令和4年3月、宮城県加美町議会。

○議長(早坂忠幸君) 本件について趣旨説明を求めます。髙橋聡輔君、ご登壇願います。

〔6番 髙橋聡輔君 登壇〕

○6番(髙橋聡輔君) 議発第1号ロシアによるウクライナへの侵攻に断固反対する決議について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、2月24日に始まったロシアによるウクライナへの侵攻に対し、断固反対し、直ちに 中止するよう求めるものであります。

ロシアによる軍事侵攻は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国連憲章の重大な違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすものであります。また、今回のロシア軍の侵攻により多くの人々の命が奪われており、1日も早い平和的解決が望まれております。

このような事態に対し、日本政府においては、現地在留邦人の安全確保を努めるとともに、 国際社会と緊密に連携し、即時無条件でのロシア軍撤退を求めるよう要請するものであります。 以上、提案の趣旨をご理解いただき、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。 終わります。

○議長(早坂忠幸君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。

これより議発第1号ロシアによるウクライナへの侵攻に断固反対する決議についての採決を 行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、議発第1号ロシアによるウクライナへ の侵攻に断固反対する決議については原案のとおり決議することに決定いたしました。

日程第4 報告第1号 専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償の額の 決定について)

- ○議長(早坂忠幸君) 日程第4、報告第1号専決処分した事件の報告について(和解及び損害 賠償の額の決定について)報告を求めます。町長。
- ○町長(猪股洋文君) 報告第1号専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償の額の 決定について)ご説明申し上げます。

本案件は、令和3年12月21日午前8時10分頃、加美町下新田字風張19番地2のタカノー産業株式会社工場駐車場内において、地域おこし協力隊が町有車両を運転し、駐車しようとした際に、路面が凍結していたことによりスリップし、駐車していた相手方車両に接触し損傷を与えたことに対し、過失割合が町100%により損害額が決定したものであります。

そこで、地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分指定事項において、法律上、町の義務に属する交通事故による損害賠償については、30万円を超えない範囲においてその額を定めること及びこれに伴う和解に関することに当たりますことから、今回、専決処分をしたものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

○議長(早坂忠幸君) 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第1号専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)を終了いたします。

日程第5 報告第2号 専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償の額の 決定について)

- ○議長(早坂忠幸君) 日程第5、報告第2号専決処分した事件の報告について(和解及び損害 賠償の額の決定について)報告を求めます。町長。
- ○町長(猪股洋文君) 報告第2号専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償の額の 決定について)ご説明申し上げます。

本案件は、令和4年1月16日午後2時25分ごろ、加美町四日市場字新井413番地の町道鰻江2号線において、加美町会計年度任用職員が、除雪車両を運転し除雪作業中に、対向車線で停止している相手方車両に擦れ違う際に接触し損傷を与えたことに対し、過失割合が町100%により損害額が決定したものであります。

そこで、地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分指定事項において、法律上、町の義務に属する交通事故による損害賠償については、30万円を超えない範囲においてその額を定めること及びこれに伴う和解に関することに当たりますことから、今回、専決処分をしたものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

○議長(早坂忠幸君) 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第2号専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)を終了いたします。

日程第6 承認第1号 専決処分した事件の承認について(令和3年度加美町一般会計補正予算(第14号))

○議長(早坂忠幸君) 日程第6、承認第1号専決処分した事件の承認について(令和3年度加 美町一般会計補正予算(第14号))を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 承認第1号令和3年度加美町一般会計補正予算(第14号)についてご説明申し上げます。

本案件は、歳出の総額を補正前と同額の150億1,886万3,000円とする補正予算の専決処分を 行ったものであります。

今年度の除雪状況につきましては、昨年から強い寒波が停滞し、断続的に雪が降り続いたことから、例年を上回る除雪ペースとなっています。中新田地区の除雪委託料については、12月の稼働実績で、除雪経費の大部分を消化する状況であります。また、小野田、宮崎地区に関しましても、除雪車両の稼働実績に加え、原油高騰の影響により燃料費の不足が見込まれるほか、排雪に要する経費の不足も見込まれます。

このことから、除雪経費の増額を行い、財源については予備費を組み替えて編成しております。本来ならば、臨時議会でご審議いただくところでありますが、除雪体制を確保するため、 早期の予算措置が必要と判断し、専決処分をさせていただいたものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早坂忠幸君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。

これより承認第1号専決処分した事件の承認について(令和3年度加美町一般会計補正予算 (第14号))の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、承認第1号専決処分した事件の承認について(令和3年度加美町一般会計補正予算(第14号))は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第7 議案第1号 加美町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長(早坂忠幸君) 日程第7、議案第1号加美町職員の育児休業等に関する条例の一部改正 についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第1号加美町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご 説明申し上げます。

本案件は、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置に係る国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に準じ、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和し、取得しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正を行うものです。

改正の主な内容は、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上であることとした要件を廃止すること。妊娠または出産等を申し出た職員に対し、育児休業に関する制度を知らせることなどの措置を講じなければならないこととすることなどを新設するものです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。 よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早坂忠幸君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号加美町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、議案第1号加美町職員の育児休業等に 関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号 加美町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長(早坂忠幸君) 日程第8、議案第2号加美町国民健康保険税条例の一部改正についてを 議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第2号加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご 説明申し上げます。

本案件は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰、米価下落など、社会経済状況が悪化して おり、仕事や生活においても厳しさが増していることから、加美町国民健康保険被保険者の税 負担の軽減を図るため、保険税率を引き下げるものであります。

改正の内容は、医療保険分の世帯全体に係る平等割について3万円から2万5,000円に5,000円引き下げるものです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。 よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早坂忠幸君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号加美町国民健康保険税条例の一部改正についての採決を行います。 お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、議案第2号加美町国民健康保険税条例 の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 加美町立学校の設置に関する条例の一部改正について

○議長(早坂忠幸君) 日程第9、議案第3号加美町立学校の設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第3号加美町立学校の設置に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

令和3年加美町議会第4回定例会において、新設中学校の校舎の位置については、現小野田中学校の加美町字中原23番地41とし、その名称については、仮称を付して条例改正のご承認をいただきました。その後、同条例改正案の議案審議の際に、議員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、加美町総合教育会議を開催し、校名の取扱いについては次期に開催される加美町立

中学校統合準備委員会に意見を尊重することとし、周知方法等を確認したところであります。

それを受けて、校名の周知につきましては、町広報紙の1月号に鳴峰中学校に選定した経緯を掲載したほか、教育委員会では、校名の集計結果や選定経過を掲載した中学校統合だよりを発行し、宮崎、小野田地区の小中学校の児童生徒や保護者に配付したほか、町内全域に回覧し、鳴峰中学校に選定された経緯について周知を図ってまいりました。

また、2月15日に開催した加美町立中学校統合準備委員会において、議会でいただいたご意 見や町広報紙、中学校統合だよりで周知した内容について説明をし、改めて校名について意見 を伺った結果、全会一致で鳴峰中学校で進めてほしいとの意見をいただいたところです。

以上の経過を踏まえまして、改めて新設中学校の名称を鳴峰中学校として改正するために、 本条例を提出するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(早坂忠幸君) 説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番、味上庄一郎君。
- ○4番(味上庄一郎君) 統合自体には賛成の立場で質問させていただきますが、どうしても名称の鳴瀬の鳴という字に違和感を覚えております。2月の全員協議会でもこれまでの経過等説明がありました。一部の町民の声も見させていただきました。やはりその中で、賛否両論はあれ、公募にないものが選ばれると。最初の公募の際に必ずしもそうはなりませんよということがもしあったんであればまだ納得いくんですが、公募した上に、その公募の候補にもない字を当てるというのは私はいかがなものかというふうに思うんですけれども、この点について、もう一度お尋ねします。
- ○議長(早坂忠幸君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(上野一典君) 教育総務課長でございます。

前回、全協あとの定例会でもご説明はさせていただきました。

まず、明るいの明でなくて鳴瀬川の鳴、それを使ったというのは準備委員会の方々のご意向でございます。何回も言うようでございますが、鳴瀬川の鳴、あとは船形から薬萊の秀峰、それを合わせて鳴峰というお話を準備委員会のほうでいただいております。それを尊重して議会の方々にご説明した経過でございます。どうぞそこら辺ご理解いただきたいなと思ってございます。

- ○議長(早坂忠幸君) 4番、味上庄一郎君。
- ○4番(味上庄一郎君) これまでも議会ででも、様々な意見、質問、質疑があったわけですけ

れども、やはりもう一点、町民の声の中に、通称で呼ばれる場合もあると。加美町立鳴峰中学校であれば加美町だということは分かるんですけれども、鳴中あるいは短縮して通称で呼ばれる場合、鳴子中学校と間違われるだろうというような意見も入っておりました。

こういったことがなぜ反映されないのか、どうしても疑問が残ります。私は、開校まではまだ1年あるわけですから、ぜひ子どもたち自身の意見も聴取していただけないものかというふうに思っておりますが、いかがですか。

- ○議長(早坂忠幸君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(上野一典君) 教育総務課長でございます。

子どもたちの意見ということもありますけども、今までの経過、準備委員会で選定していただいて総合教育会議で決めさせていただいております。そんな中で、12月の定例議会のほうでご説明したところ、やっぱりこうしたらいいんじゃないかという議員の方々からのご指導いただきまして、それでまた再度総合教育会議と準備委員会のほうに持ち帰って検討をさせていただきました。

準備委員会で決めたことをまた子どもたちに伺って、それがまた別な名前、いろいろ決め方はあると思います。どこが最終の決定する場所、私は、最終は総合教育会議でとは思っていますけども、住民の代表でつくっている準備委員会、その方々のご意見を私は一番尊重すべきだと思ってございます。

この間も持ち帰ったとき、本当に申し訳ない意味で、私は持ち帰させてみんなからご意見を いただきました。一度決めたものを、もう一度何とかご意見いただきたいということで、泣く 泣く私は持ち帰って意見をもらった経緯がございます。一度決めたものをもう一回持ち帰ると いうのは、本当に申し訳ない気持ちで私はいっぱいです。

そんな中で、また子どもたちのご意見をいただいて、また名前を検討してくれというのは、 なかなか私はちょっと難しいなと今は思っているところでございます。

- ○議長(早坂忠幸君) 味上庄一郎君。
- ○4番(味上庄一郎君) 課長の今の答弁でちょっと気になることがあるんですけども、準備委員会も住民の代表かもしれませんけども、この条例改正でここに出ている以上、私たち議員も住民の代表であります。今の言葉はちょっと私は解せないんですが、しかも、この議会で承認を得て初めて決定ということじゃないんでしょうか、準備委員会で決定ということじゃないですよね。ですから、全町民、我々も含めてみんなが納得するということは不可能かもしれません。しかしながら、そちらも住民の代表かもしれませんが我々も住民の代表で、この中で納得

がいってなくてこういう質問が出るんですから、私は検討すべきじゃないかなというふうに思います。今のちょっと発言は私、納得いきません。

- ○議長(早坂忠幸君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(上野一典君) 私の説明は申し訳ございませんでした。

名前を決める決定という表現で私は言ったつもりです。最終決定の条例を決めてもらうのは本当に議員さんの方々で、最終です、これは。ただ、名前を決めるのはやっぱり準備委員会の方々を、ちょっと意見をご尊重したいという意味で私は言ったつもりです。どうぞお許しいただきたいと思います。

- ○議長(早坂忠幸君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) ちょっと、上野課長言葉足らずといいますか、私のほうから補足させていただきますが、この校名の決定については公募をした、しかしながら必ずしも公募から選ぶということではなく、あくまでもプロセスとして、公募をし、そしてそれを参考に準備委員会で検討し、準備委員会で4つの案を提示し、それでそこから教育委員会そして教育総合会議と話し合って最終案を決め、そして議会に提示するというプロセスなんですね。ですからその間に、漢字が変わるとか、あるいは若干マイナーな変更があるということ、これはあり得る話です。これはどこでも、学校名に限らず、公募というのはそういった性質のものですから。

ですから、そのプロセスを教育委員会ではきちっと私は踏んできていると思っています。再度皆さん方からのご意見を承って、周知を図ったり、それからもう一度準備委員会のほうに戻して、議会からこういうご意見が出ましたと、皆さんどうでしょうかというふうなご意見を聞いたところ、準備委員会のほうから全会一致で鳴峰で進めてほしいという意見が出てきたということで、今回上程させていただいたというふうに私は聞いておりますので、そのプロセスが私は大事だと思っております。

これ実は校名だけの話じゃないんですね。これからいろんなことを決めていく中で、その準備委員会の存在というのはものすごく大きいわけです。ですから、やはり私たちがこの準備委員会の意向ということを尊重していくということが、私は重要だと思っておりますし、この準備委員会の方々は、統合後も新しい中学校の運営にいろんな形で関わっていただきたいという思いがあって、教育委員会でもいろんな方々を選定してきているようでありますので、私はこの準備委員会で十分検討して、再度検討してもらって、それで鳴峰中学校で進めてほしいというご意見は大変重いと。これはやっぱり尊重すべきだというふうに思っておりますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

- ○議長(早坂忠幸君) その他質疑ございませんか。2番、佐々木弘毅君。
- ○2番(佐々木弘毅君) 2番、佐々木でございます。

この校名の決定というのは、いろいろ今までの経緯の中で、我々仲間の中でも話し合われたりとかしてきました。私個人というよりも、私は、十三、四人の仲間たちにこの校名について正直に一人一人聞いてみました。どうですか、その鳴瀬の鳴の鳴峰。頭をかしげる人も確かにおりました。しかし、なかなかいい響きだねという人もいたし、弘毅さん、中新田の釣魚はアユだよと。アユはどこの川を上ってくるの。鳴瀬川でしょ。だからいいんじゃないですかという仲間もおりました。ああそうだなと。私は単純に考えました。

民主主義というのは、非常に小さな声も拾ってあげなくちゃいけないというふうに思うし、100人いれば100人の意見を聞いて、これを決定するのは非常に難しいことなんでしょうけども、町長おっしゃったように、選ばれたその選考委員会、準備委員会の方々の意見を我々はやっぱり尊重すべきだろうというふうに私は思います。

そして今、この校名だけではなくて、その鳴峰ということの名称でおそらく校歌選定、校歌も子どもたちから詞をつくっていただいたり、鳴峰の校歌が今つくられている段階でまたもう一度差しかえというのは、ちょっとこれは子どもたちのそういったいずれの思い出に、何かちょっと少しいいものを残さないのではないかなというふうに思います。我々大人は、子どもたちが巣立っていく新しい場所を祝福をして、よかったねと、頑張れというふうにエールを送ってあげるのがいいのかなというふうに思います。

以上です。

○議長(早坂忠幸君) その他質疑ございませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。まず原案に反対者の討論を許可いたします。 5番、早坂伊佐雄君。

○5番(早坂伊佐雄君) 原案に反対の立場から討論いたします。

主な理由としては3つございます。

まず1つ目ですけれども、校名は公募をいたしました。226件の応募があり、その中には、 現在の仮称の鳴峰は応募者の中にはありませんでした。漢字1文字でも異なれば、それは全く 異なるものです。統合される中学校の校名については、夢や希望を持って、児童生徒をはじめ 保護者の方々、町民の方々が熟慮して応募したはずです。その方々に対しても大変失礼な話だ と私は思います。 公募以外から選考するのであれば、公募の意味が全くなくなります。このような選考をする のであれば、最初から公募すべきではなかったと思います。このような選考が認められるので あれば、今後公募される校章についても大変憂慮されます。

理由の2つ目です。先ほど町長からも、プロセスが大事だという話がありましたけれども、 プロセスは大事なのは分かるんですが、このプロセスに大変な疑問、問題を感じます。

統合準備委員会推進本部では、226件の中からジャンル別に、地名とか校名とか区分をして 8案が選定されました。その後、統合準備委員会では4案に絞られました。しかし、その4案 の中には、8案の中から選ばれたのは1案だけでした。それ以外から、段階を踏んで選定すべ き統合準備委員会では、新たなものが3つ加わって選定されたと。普通は、応募作品の中から 8件なら8件に絞り、その中から4案に絞り、そして最終選考に至るというのが、これは常識 だと思います。そのプロセスの中で何があったか分かりませんが、到底納得できるものではあ りません。

そして、私なりにいろいろこの件に疑問な点があるので調べてみますと、統合準備委員会のときに、新たなものを加えてもいいし、アレンジしてもいいという説明があったというふうになっております。これでは、今までの公募の意味も薄れますし、非常にこのプロセスに関しては大変な疑問を感じます。

それから、理由の3つ目です。鳴峰の鳴は鳴瀬川、鳴峰の峰は秀峰薬萊からというふうなことでイメージしてあるというふうに、いろんな統合だよりはじめ広報のほうにも説明がありました。

統合だよりの中にもありますけれども、選考に際し、校名に地名や旧校名が加わるものや、略称した場合に違和感が生じるものは避けるべきだという意見が出た中で、4校がというふうなことで選定を受けたようですけれども、地名に加わるものは避けるべきというふうなことがあったようですけれども、実際には地名に由来するものとか現に入っておりますので、その辺について聞いてみますと、説明不足で、偏った地名は避けるべきだというふうな内容のようです。そういうふうな説明がありました。

ところが、明るいでなくて鳴瀬川の鳴になったわけですので、鳴瀬川は皆さんご存じのように小野田地区を流れております。宮崎地区は流れておりません。田川で合流するだけです。そうすると、鳴峰の峰の字も秀峰薬萊というふうなことになれば、小野田地区に偏った校名になっているというふうに私は判断をいたします。以前に旭小学校も統合され、そして宮崎の人たちは、これは時期も時期ですのでどちらかに統合はしなければならないわけですけれども、い

ろんな思いがあるかと思います。そういう点でも、宮崎に対する配慮もなく小野田地区に偏った2文字ということで、理由からしても矛盾するのではないかというふうに私は思っております。

以上の3点の理由によりまして、私は反対の立場から討論をさせていただきました。議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、反対討論を終わらせていただきます。

- ○議長(早坂忠幸君) 次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。 次に、原案に反対者の討論を許可いたします。15番、米木正二君。
- ○15番(米木正二君) 私は、議案第3号加美町立学校の設置に関する条例の一部改正について、 反対の立場から討論するものであります。

令和5年4月1日開校予定の、小野田中学校と宮崎中学校の統合中学校名を鳴峰中学校とする改正案に、2つの観点から反対をいたします。

1つは、選考過程の不透明さであります。町は、令和3年8月1日発行の広報紙に、新しい中学校の校名を募集していますという記事を載せ、校名の募集をいたしました。その結果が、今年、令和4年1月1日発行の町広報紙に掲載されました。そこには、公募の結果、226人から87件の応募があり、小野田、宮崎地区の小中学校校長や教員等で構成する加美町立中学校統合準備委員会推進本部が、応募の中から8つの校名案を選考したと説明されています。

令和4年1月20日発行の中学校統合だよりには、応募のあった校名が列挙されています。数 えると83件で、町広報紙の87件と数字が異なりますが、その中の上位11件が複数案で、あとは 1件ずつの校名案でした。

この中から、準備委員会推進本部が8つの校名案を選考しました。地名由来の校名として、加美中学校、薬薬中学校、加美富士中学校の3案、これらは、応募総数の上位、1位、2位、3位を占める校名案で、74人が応募していました。また、校名由来によるものが、小野宮中学校と宮野中学校で、これらは4番目と9番目で、合わせて18人が応募した校名でした。準備委員会推進本部は、この2つ以外に、その他として、虹野崎中学校、虹の郷中学校、加美明峰、これは明るいほうの明峰です、中学校の3案を選んでいますが、これらは、それぞれ応募数が1件の校名でありました。これを受けて、準備委員会が8案から4案に絞り込んだのでありますが、その選考過程で、校名に地名や旧校名が加わるものを避けるべきだといった意見が出て、鳴峰中学校、加宮野中学校、虹の郷中学校、加美ふたば中学校の4案になったというのであります。

おかしくありませんか。応募総数の上位を占めた案がばっさりと切られてしまったのであり

ます。地名や校名由来が好ましくないというなら、公募の段階で明記するべきだったのではないでしょうか。募集が締め切られ、選考の段階でルールが変更されるのなら何でもありです。いかようにも恣意的に決めることができるのです。これで、公正公明に選考されたと言えるのでしょうか。手続が民主的でなく選ばれたものに正当性が生まれるのでしょうか。しかも、この4案のうち鳴峰中学校は字が変えられ、加美ふたば中学校は統合だよりの応募の中に見当たらない校名であります。

この結果、教育委員会及び総合教育会議では、準備委員会の成案を尊重し鳴峰中学校を選定 しました、と選定の理由を述べていますが、尊重すべき対象は、応募してくださった皆さんで はありませんか。結果がよければ選考過程は重要でないという意見があるかもしれませんが、 選考を民主的に行えないところに民主主義は生まれないということを強調しておきたいと思い ます。

次に、2つ目でありますが、校名に地名や旧校名が加わるものを避けるとしたことであります。公立の学校名には地域由来があってしかるべきと考えます。私立の学校名であるなら、広い地域から生徒を募集する観点に立ち、特定の地域に由来せず、その学校名を抽象的な名称にすることはあるでしょう。しかし、公立の学校は、その名を聞いて即座にその地域が浮かぶ校名であることが、私は大切であると思うのであります。

令和4年2月8日の河北新報に、宮城県の教育委員会が仙台市太白区秋保地区に令和5年4月に開校する特別支援学校の校名募集の記事が掲載されました。そこには、応募の留意点の1番として、学校の所在地が分かる校名ということが明記されていました。

谷川健一という民俗学者が、「地名には、その土地に長らく住んできた人たちの共同意識や 共同感情が込められている。地名は、大地に刻まれた人間の営みの足跡である」と語っていま す。また、以前に同僚議員が、合併して、住所だけではどこの地区なのか分かりづらいので、 字名に中新田や小野田の地名を復活させるよう改正すべきと論陣を張ったことがありました。 校名も同様だと思うのであります。

今度の統合中学校には、小野田中学校の歴史も、宮崎中学校の歴史も、もっと奥深いところには、かつて統合した西小野田中学校や賀美石中学校の歴史も、そこで学んだ人々の思いも脈々と流れていなければならないはずであります。校名を聞くとその地域が思い出されること、そして、その歴史の中に、多くの先輩、教師、保護者や地域の皆さんが息づいていることが大切だと思うのであります。このことが、新しい学校で学ぶ生徒のアイデンティティーにつながるものだというふうに私は思います。地域の名前を入れた校名が望ましいと思うゆえんであり

ます。

この2つの観点から、私はこの議案に反対するものであります。議員各位の賛同をお願いい たしまして、反対討論といたします。

○議長(早坂忠幸君) 次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。

次に、原案に反対者の討論を許可いたします。 (「なし」の声あり) なしと認めます。 次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。 (「なし」の声あり) なしと認めます。 ほかに討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第3号加美町立学校の設置に関する条例の一部改正についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(早坂忠幸君) 起立多数であります。よって、議案第3号加美町立学校の設置に関する 条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号 加美町公民館条例の一部改正について

○議長(早坂忠幸君) 日程第10、議案第4号加美町公民館条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第4号加美町公民館条例の一部改正についてご説明申し上げます。 本案件は、中新田公民館の新築に伴い、令和4年4月1日より所在地の変更と、令和4年5 月1日の供用開始に伴う使用料の設定を行うものです。

使用料につきましては、町内の小野田公民館、宮崎公民館と同様に、部屋の大きさと収容人数等で積算しており、現在の中新田公民館の使用料と大差なく設定しております。多くの町民の方々が、社会教育そして生涯学習の場としてご利用いただき、さらに地域活動の拠点となるものと考えております。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。 よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早坂忠幸君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。

これより、議案第4号加美町公民館条例の一部改正についての採決を行います。 お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、議案第4号加美町公民館条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。 2時まで。

午後1時51分 休憩

午後2時00分 再開

○議長(早坂忠幸君) 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第11 議案第5号 加美町放課後児童クラブ条例の一部改正について

○議長(早坂忠幸君) 日程第11、議案第5号加美町放課後児童クラブ条例の一部改正について を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第5号加美町放課後児童クラブ条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、これまで小野田体育館で事業実施してきました東小野田放課後児童クラブについて、令和4年4月1日から東小野田小学校体育館ミーティングルームへ移転するため、事業実施する位置を変更するものです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。 よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早坂忠幸君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。(「なし」の声あり)討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号加美町放課後児童クラブ条例の一部改正についての採決を行います。 お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、議案第5号加美町放課後児童クラブ条 例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第6号 加美町農山村多面的機能活用施設条例等の一部改正について

○議長(早坂忠幸君) 日程第12、議案第6号加美町農山村多面的機能活用施設条例等の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第6号加美町農山村多面的機能活用施設条例等の一部改正について ご説明申し上げます。

本案件は、コロナ禍において観光スタイルが変化し、アウトドア志向が高まる中、本町においてもコテージやキャンプ場の利用が高まっている状況にあります。

現在、加美町振興公社においては、新たな旅のスタイルへの対応や、利用者への利便性を図るため、オンライン予約制度を導入するなどサービス向上に努めていますが、導入に伴う手数料や施設利用料の増加に伴う経費等も膨らむことから、加美町農山村多面的機能活用施設など8施設において、利用料金の改正や条文の追加が必要となりましたので、加美町農山村多面的機能活用施設条例ほか6つの条例の一部を改正するものです。なお、料金改定に当たりましては、振興公社において、有識者を招いた勉強会やインバウンドを見据えたモニターツアーなどを実施しながら検討したところです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。 よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早坂忠幸君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号加美町農山村多面的機能活用施設条例等の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、議案第6号加美町農山村多面的機能活用施設条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第7号 加美町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

○議長(早坂忠幸君) 日程第13、議案第7号加美町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第7号加美町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する 条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、昨年4月、総務省消防庁より、全国的に消防団員数が減少していることや、災害が多発化、激甚化する中で消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防団員の処遇改善に関することを明記した消防団員の報酬等の基準の策定等についての通知が発出されました。

本通知の主な内容は、年額報酬の準備額の設定や災害の防除などに従事する場合において支給する費用弁償を改め、新たに出動報酬の創設、さらにはその基準となる額を活動の実態に応じた支給となるよう必要な条例の改正を行い、令和4年4月1日から施行するというものです。つきましては、本町においても、これらの基準を踏まえ、団員の階級の年額報酬の増額、災害警戒訓練等の職務に従事する場合の都度報酬の創設と費用弁償を改めるものです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。 よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早坂忠幸君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号加美町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部

改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、議案第7号加美町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第8号 加美町小野田コミュニティセンター条例の廃止について

○議長(早坂忠幸君) 日程第14、議案第8号加美町小野田コミュニティセンター条例の廃止に ついてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第8号加美町小野田コミュニティセンター条例の廃止についてご説明申し上げます。

加美町小野田コミュニティセンターは、昭和47年の建設以来、地域コミュニティーの中核施設として地域住民に利用されてまいりました。しかしながら、49年が経過し、施設の老朽化も進んでおり、耐震基準を満たしていない施設でもありますので、今後、大規模な地震等の災害が発生した場合、壁などが崩れる危険性も指摘されています。

以上のことから、利用者の安全性を考慮し、令和4年3月末をもって施設を廃止することから、本条例を廃止するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早坂忠幸君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号加美町小野田コミュニティセンター条例の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、議案第8号加美町小野田コミュニティセンター条例の廃止については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第9号 加美町あゆの里物産館条例の廃止について

○議長(早坂忠幸君) 日程第15、議案第9号加美町あゆの里物産館条例の廃止についてを議題 といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第9号加美町あゆの里物産館条例の廃止についてご説明申し上げます。

加美町あゆの里物産館については、昭和59年6月に、伝統工芸品の販売や郷土料理が味わえる施設としてオープン以来、観光客に限らず、町民の安らぎの場として多くの方々に利用されてきましたが、新中新田公民館の建設に伴い令和4年3月末をもって閉館する運びとなりました。

つきましては、本条例を令和4年3月末日をもって廃止するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早坂忠幸君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番、味上庄一郎君。

○4番(味上庄一郎君) 産業振興課長に伺います。

これまであゆの里物産館で、中新田地区で唯一打刃物を取り扱っておりました。今後、個人的に私のような商売をしている者も扱うことはできますけれども、中新田の打刃物、特に包丁、それから草刈り鎌について、販売先、その公共の場所をどの辺を考えておられるのか、お願いします。

- ○議長(早坂忠幸君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(尾形一浩君) 産業振興課長でございます。

今ご質問のありました、中新田打刃物の今後でございますけども、今のところ振興公社内では、薬師の湯内のホールのところで展示販売ということで今協議しておるところでございます。 以上でございます。

- ○議長(早坂忠幸君) 味上庄一郎君。
- ○4番(味上庄一郎君) 薬師の湯内には観光協会もありまして、そこから中新田地区への誘導とかということでありましたけれども、こうなりますと、例えば私のところにも、よく仙台方面から中新田の打刃物を扱っているところはないですかというようなお客さんがおいでになります。そういった場合、これまではあゆの里物産館でやっていますよということで誘導させて

いただいた経緯もございます。

そうなりますと、今度、中新田地区から小野田のほうに誘導しないと購入できないというようなことになると思うんですが、やはりこういったことも考慮していただいて、中新田地区でもやはりどこか扱えるようなところを、民間でももちろん結構ですけれども、結構高価な値段もするものですから、そういった補助であったり、仕入れのためのですね。売れなければ大変なものになりますので、大量にうちも仕入れるわけにもいかない部分もありますので、そういったところを少し検討していただけないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

- ○議長(早坂忠幸君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(尾形一浩君) 産業振興課長でございます。

中新田地区内でとなりますと、まず、観光施設関係ですと中新田交流センター、それから中新田パークゴルフ場、この2か所になろうかと思います。そうした場合、パークゴルフ場というよりも中新田交流センターというのも考えられるんですけども、そういった工芸品の販売の場所として適当かどうなのか。そのほかだと交流センターでは特に物産販売というものもちょっと行っていないということもありますので、ちょっとその辺検討させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(早坂忠幸君) その他質疑ございませんか。2番、佐々木弘毅君。
- ○2番(佐々木弘毅君) 2番、佐々木弘毅です。

今回ちょっと残念だったことは、この物産館がなくなるということで、先ほど味上議員もおっしゃったように、せっかく加美町の伝統の打刃物、非常に評判がよかったんです。あそこに行くと、いやあ、中新田の物を買えて、そして宮崎の物も買えてということで、評判のいい物産館でした。それが果たしてどれだけの売上げにつながったかはちょっと私も定かではないんですが、私の質疑はこうです。

音楽のまちということで、町長は、この町を非常にいろんな意味で活性化をしていただいたり、記事も取り上げられるというふうなことで、私は非常に音楽を愛する者としてうれしく思っています。バッハホールにはいろんな演奏家の方々が来たり、私も関わって、音楽会を開催したり、音楽院というものがありますから、そこでバイオリンとか子どもたちの発表会があったときに、よくご父兄の方々とか、そして演奏家の方も含めて、憩いの場というかそこの物産館で打合せをしたり、コーヒーを飲みながら、あそこの音楽よかったよね、ここの部分の演奏すばらしかったねというふうな話をしながら、会話がとても弾んだ記憶があるんです。

今回、そういった場がなくなってしまうということで、音楽を聞くだけだったら、いろんな

今音楽を聞くツールがありますから。やっぱり音楽というのは、そういう憩いの場があったり、 くつろぎの場があったり、そういった自由な空間があって初めて人のコミュニケーションが豊かになっていくのかなあというふうに思う部分があります。

今回、それで聞きたいんですが、いずれ、町長、こういった場をあの周辺に造っていただけるというふうな先の見通しの計画はあるんですか。質疑です。

- ○議長(早坂忠幸君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) それでは質疑にお答えいたします。

現在、計画ありません。憩いの場でありますが、今回、今建設しております中新田公民館、 ここは今の公民館と違いまして、いろんな方々がくつろげる空間を造っておりますので、そう いったところで十分くつろいでいただけるんだろうというふうに思っています。

なかなか町が新たにそういう施設を造るというのは、財政状況を見ても、これは財政状況というのは造るときだけのことではないんですね。いわゆる今、縮減しようとしても全体の公共施設を減らそうとしている中ですから、増やすことによってずっとこれが何十年も維持管理費というものがつきまとっていく。ですから、新たな建物を造るということは非常に慎重であらねばならないだろうというふうに思っていますので、そこのところをご理解いただきたいと思っています。

なお、イベントのときには、例えばキッチンカーに来ていただくとか、いろんな方々のご協力をいただいて、例えば、新しい公民館のエントランスのところでちょっとお弁当を食べながらおしゃべりをしたりとか、そういったことが可能なように、いろんな方々のご協力をいただきたいなというふうには思っているとこでございます。

以上、よろしくお願いします。

- ○議長(早坂忠幸君) 佐々木弘毅君。
- ○2番(佐々木弘毅君) 質疑でございます。

今の町長のお話で、新しいものを造るのは無理だということで、例えばバッハホールの、ホールの前のエントランスといいますか、そして、新しくできる、今造っている公民館の一部に、そういった音楽家が来たとき、そして町民が、例えば、キッチンカーが来ても、冬場なんていうのは寒くて立っておれません。ここは案の定雪が多いところでございますから。ですから、その辺を考えていただくということは、飲食ができる、やすらぎができる、打合せができる、そういったお茶を飲みながらできるコーナーをつくっていただくということは可能でしょうか、お伺いします。

- ○議長(早坂忠幸君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) バッハホールのエントランスホールもあまり広くありませんので、なかなかそのためだけのコーナーをつくるというのは難しいんだろうと思いますけれども、ただこれまでも、あそこのスタンドでコーヒーを提供したり、そういったことはしてきておりますので、それは今後も可能だろうというふうには思っております。

また、新公民館のほうには、自販機も設置しますし、それから水回りのスペースもあります し、そこの前は机テーブルを置いて各人自由にお茶を飲んでいただいたり、というふうな十分 なスペースは確保しておりますので、そういったところを活用していただくということが一番 現実的なのかなというふうに思っておりますので、ご了解いただきたいと思います。

- ○議長(早坂忠幸君) 佐々木弘毅君。
- ○2番(佐々木弘毅君) 質疑3つ目です。

今、例えば大きなコミュニティーの場を造っている施設が市町村でもあるんですが、必ずと言っていいほど、そこのコーナーには、いらっしゃったお客様がくつろげる、そして対話ができる、交流ができるというふうなコーナーがございます。 喫茶コーナーというやつだと思いますが、せっかくのバッハホールがあって、お客様が相当数これからいらっしゃるかと思います。 せっかくいらっしゃったお客様たちが、我々がくつろぐ場所がないんだ。思いやりのないまちだなあと言われないように、ちょっと町長さんは何か一つ知恵を絞ってぜひやっていただきたいのですが、何かお考え、いいヒントございませんか。

- ○議長(早坂忠幸君) 町長。
- ○町長(猪股洋文君) 先ほど申し上げましたようにバッハホール、今の状況でもできないこと はないと思っています。ただもう一つ考えられ得ることは、バッハホールにちょっとした光庭 がありますけども、ありますね、入って。あそこを有効活用するというのも、改修が必要になってきますけども、それも一つの方法ではないかというふうに個人的には考えているところで ございます。

以上です。

- ○議長(早坂忠幸君) その他質疑ございませんか。8番、伊藤由子さん。
- ○8番(伊藤由子君) ささやかな質問です。

というのは、すごくもう解体が決まってしまったんですが、あそこの物産館にあるものは全 て振興公社の財産だったんでしょうか。というのも、虎舞の人形が壁に2頭飾ってあったり、 いろんな絵があったりしたんですが、あれ、とてももったいないですので、やっぱり町のお祭 りのシンボル的な存在でもありますので、虎舞のあれは有効に役場か公民館かどこかに飾って、 もうちょっとアピールするために利用したらいいんじゃないかなというふうにずっと思ってい たんですが、どんなものでしょうか。

- ○議長(早坂忠幸君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(尾形一浩君) 産業振興課長でございます。

ただいまご質問のあった虎、レジの上にある屋根に乗った2頭、あれにつきましては、この 中新田図書館のほうに移設したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(早坂忠幸君) よろしいですね。

質疑その他ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終 結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号加美町あゆの里物産館条例の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、議案第9号加美町あゆの里物産館条例 の廃止については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について(旭地区地域づくりセンター)

○議長(早坂忠幸君) 日程第16、議案第10号公の施設の指定管理者の指定について(旭地区地域づくりセンター)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第10号公の施設の指定管理者の指定について(旭地区地域づくりセンター)についてご説明申し上げます。

本案件は、旭地区地域づくりセンターの指定管理者として、宮崎西部地区コミュニティー推 進協議会を令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間指定したいので、地方自治法 第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本施設の管理を指定するに当たり、去る1月11日から1月31日までを申込み期間として公募 を実施いたしましたところ、宮崎西部地区コミュニティー推進協議会より応募がありました。 宮崎西部地区コミュニティー推進協議会は、平成22年4月から旭地区公民館の指定管理者として、地域住民の生活に即した教育、学術及び文化に関する各種事業を実施してまいりました。令和3年度からは地域運営組織としてスタートし、地域の暮らしを支え合う1日家族応援隊、地域の特色を生かし活性化させる旭プロジェクトなど、住民自らのアイデアで事業を立ち上げ、住みよい地域づくりを目指して活動を展開しております。

指定管理者の選定につきましては、2月4日に加美町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則により、指定管理者選定委員会を開催し審議をいたしました。提出されました申請内容について、条例の定める基準に基づき審査をいたしました結果、多様な地域活動の拠点である当該施設の管理運営について、地域住民の意見を生かし、利便性の向上を図ることができ、安心して生き生きと暮らし続けていくための住民主体の地域づくりを行うことができる団体として適当であるとし、候補者として選定されたため、本議会にご提案させていただくものであります。

なお、議案資料として、当該施設の概要及び収支計画書を配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(早坂忠幸君) 説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番、三浦又英君。
- ○7番(三浦又英君) 7番、三浦です。

この収支計画において、宮崎西部地区コミュニティー推進協議会が受けるということなんで すが、この協議会には車をお持ちなんですか。それをお聞きします。

- ○議長(早坂忠幸君) ひと・しごと推進課長。
- ○ひと・しごと推進課長(橋本幸文君) ひと・しごと推進課長でございます。

こちらの新しい地域づくりセンターにつきましては、ご案内のとおり、旧旭地区の地区公民館という形になってございます。その公民館時代から、こちらのほうには車のほうが1台、公民館事業として活動を活用するために配置をされているものをそのまま活用させていただく形になってございます。

以上でございます。

- ○議長(早坂忠幸君) 三浦又英君。
- ○7番(三浦又英君) 旭地区公民館については公用車ということなんでしょうけども、それを 引き継ぐ者が、このコミュニティー推進協議会で引き継ぐということについては、これ、公用

車関係はどうなんでしょうか。その辺について、お伺いします。

- ○議長(早坂忠幸君) ひと・しごと推進課長。
- ○ひと・しごと推進課長(橋本幸文君) ひと・しごと推進課長でございます。

これまでの公の施設として、地区の公民館としてお使いいただいたときから同じような状況で、当時から管理運営をしていただいておりますのも、宮崎西部地区コミュニティー推進協議会のほうで活用していただいて、町のものを利用する際には、公用車を利用する際の利用者の申請を出していただいて利用しているような形だと認識をしてございます。

- ○議長(早坂忠幸君) 三浦又英君。
- ○7番(三浦又英君) 私も認識不足かもしれませんけども、公用車を、指定管理を受けたその 団体に対して、申請したから使えるということなんでしょうか。その辺についての何か町の規 則なり何かはないんでしょうかね。その辺についてお伺いします。
- ○議長(早坂忠幸君) ひと・しごと推進課長。
- ○ひと・しごと推進課長(橋本幸文君) 申し訳ございません。

町が所有している管理品という形というよりも、もう施設のほうに配置をさせていただいて 利用していただいている車両という形になりますので、帰属的にはコミュニティー推進協議会 のほうで活用できるような形になろうかと思います。

- ○議長(早坂忠幸君) 三浦又英君。
- ○7番(三浦又英君) その車というのは、町の名義の車なのか、それともコミュニティーの名 義なのか、それについて最後伺って終わります。
- ○議長(早坂忠幸君) ひと・しごと推進課長。
- ○ひと・しごと推進課長(橋本幸文君) 施設に配置をしている備品という形の扱いになります ので、扱いとしては町の公用車という形になります。(「公用車おかしいべっちゃ。」の声あり)
- ○議長(早坂忠幸君) 総務課長。
- ○総務課長・選挙管理委員会書記長(相澤栄悦君) 総務課長です。

今、ひと・しごと推進課長がお答えしたように、町の所有の車両ということになります。こういった場合の管理につきましては、指定管理に伴うその車両というのも実際お使いいただいていることがございまして、その費用などにつきましても指定管理料とかの中に含まれているというような形になっておりますので、よろしくお願いします。

○議長(早坂忠幸君) その他質疑ございませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号公の施設の指定管理者の指定について(旭地区地域づくりセンター)の 採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、議案第10号公の施設の指定管理者の指定について(旭地区地域づくりセンター)は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第11号 権利の放棄について (町営住宅使用料債権)

○議長(早坂忠幸君) 日程第17、議案第11号権利の放棄について(町営住宅使用料債権)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第11号権利の放棄について(町営住宅使用料債権)についてご説明申し上げます。

本案件は、債権である公営住宅使用料について、債権者本人の死亡や破産した者または町営住宅退去者で5年を経過し所在が不明で、支払い督促等の司法手続を行っても回収ができない債権の権利を放棄したいので、地方自治法第96条第10号の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案資料として、放棄する債権の概要を添付しておりますので、参考にしていただきたいと 思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早坂忠幸君) 説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番、味上庄一郎君。

○4番(味上庄一郎君) 確認させてください。

項目の中に件数と載っているんですが、29件とか、それから13番では156万7,800円で69件、件というのは、これは滞納月数なのか。あと、その中でも11番、12番は3件ということなので大きな金額ではないんですが、この辺ちょっと確認させてください。お願いします。

○議長(早坂忠幸君) 町民課長。

- ○町民課長(浅野 仁君) 町民課長です。よろしくお願いいたします。件数というのは月数ということです。よろしくお願いします。
- ○議長(早坂忠幸君) 味上庄一郎君。
- ○4番(味上庄一郎君) そうしますと、例えば今の11番、12番は、3件ということは3か月分、 それから2件ということは2か月分だと思うんですが、これで5年の時効が経過しているとい うのはどういうことなんでしょうか。

それから、所在不明ということなんですが、その借りている部屋はもう何もない空き家状態 になっているのか、それとも家財道具なんかはそのまま残っているんでしょうか。

- ○議長(早坂忠幸君) 町民課長。
- ○町民課長(浅野 仁君) まず、その所在不明ということなんですけども、その方々の今現在の状況については、5年経過しているものですので、保証人さんや親戚の方にご連絡を差し上げて、家財道具等は撤去してもらって、新たにもう次の方が入居しているような状態です。 あと、2か月とか3か月ということで、5年経過していないんじゃないかということでありますが、5年前に当たる2か月と3か月ですので、経過しているということになります。
- ○議長(早坂忠幸君) その他ございませんか。14番、佐藤善一君。
- ○14番(佐藤善一君) 議案資料を見ますと、5年という時効が完成しているわけですから、債権は既にその時点で消滅しているんではないですか。そうしますと、権利の放棄とは言えないんではないかなと思うんですが、この辺の見解を。
- ○議長(早坂忠幸君) 町民課長。
- ○町民課長(浅野 仁君) ご説明いたします。
 - 一応5年で時効にはなりますが、私債権ですので、本人から申出がない限り時効の援用というのができなくて、10年間本来であれば時効というか欠損はできない事になります。5年を経過して5年から10年の間で、本人からここは時効じゃないですかと言われて初めて、ああ時効ですねという、これ、援用という制度なんですけども、自然に時効になるのは10年となります。ただ、5年経過したものについて、本人からそのように申出があれば時効ですねというふうになりますので、今回は死亡や行方不明なので、本人からの申出ができない案件なんですね。なので、今回、債権の放棄ということにさせていただいております。
- ○議長(早坂忠幸君) 佐藤善一君。
- ○14番(佐藤善一君) 税であれば、国税徴収法に措置の下でやれるかと思いますが、この場合は、生活の最低補償という部分から、本人というか。

- ○議長(早坂忠幸君) 14番議員、マイクちょっと引っ張って。
- ○14番(佐藤善一君) 債権者の意思によらないものは、権利の放棄とはならないんじゃないですか。つまり、税とまた違って、最低保障というのはあるでしょう。生活するのに最低保障。 基本的には5年の時効ということは、既に債権が消滅しているんですから、権利の放棄とは言えないんでないですかということです。そうしますと、債権者の意思によらない事になりますから、権利の放棄とは言えないんでないかということです。
- ○議長(早坂忠幸君) 町民課長。
- ○町民課長(浅野 仁君) 例えば本人から、もう5年を経過してこれは時効の援用をお願いします、時効の援用じゃないですかと言われたものに関しては、5年から10年の間であれば欠損できます。時効が成立しますので。本人から、時効の成立は5年、例えば時効の期間には突入するんですけども、本人から申出がない限り10年まで延長になりますので、申出がない部分については債権放棄となります。よろしくお願いいたします。
- ○議長(早坂忠幸君) よろしいですか。その他質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号権利の放棄について(町営住宅使用料債権)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、議案第11号権利の放棄について(町営 住宅使用料債権)は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第12号 字の区域を新たに画することについて

○議長(早坂忠幸君) 日程第18、議案第12号字の区域を新たに画することについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第12号字の区域を新たに画することについてご説明申し上げます。 本案件は、色麻町高城地区の農地整備事業が施行されたことに伴い、県営高城地区土地改良 事業区域内において字の区域を新たに画するものであります。

受益面積67.2~クタールの高城地区は、平成22年度に農地整備事業の採択を受け、全体事業

費11億5,000万円で令和4年度に整備が完了する予定であります。

今回の案件は、当事業によって未整備の区画から50アールから100アール程度の大区画に整備されたことに伴い、同区域の字の区域を新たに画することによって合理的な換地処分を実施することにより、事業の早期完了を目的とするものであります。

つきましては、本町の区域内に字の区域を新たに画することとしたいので、地方自治法第 260条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、議案資料に高城地区の字界変更に関わる図面等を添付しておりますので、参考にして いただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早坂忠幸君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号字の区域を新たに画することについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、議案第12号字の区域を新たに画することについては原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第13号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長(早坂忠幸君) 日程第19、議案第13号和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第13号和解及び損害賠償の額の決定についてご説明申し上げます。 本案件は、令和3年12月27日午前7時10分頃、加美町菜切谷字大久保3番地9地先の町道大柳1号線において、除雪運転業務の受託者が除雪車両を運転し除雪作業中、車両を後退させた際に、停止している相手方車両に接触し、損傷を与えたことに対し、過失割合が町100%により損害額が決定したものであります。

つきましては和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第

13号の規定により、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早坂忠幸君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号和解及び損害賠償の額の決定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、議案第13号和解及び損害賠償の額の決定については原案のとおり可決されました。

ここで、東日本大震災の発生から11年を迎え、お亡くなりになられました多くの方々に謹んで哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと思います。

皆様、恐れ入りますがご起立をお願いいたします。

黙禱。

お直りください。

暫時休憩します。 3時まで。

午後2時48分 休憩

午後3時00分 再開

○議長(早坂忠幸君) 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第20 議案第14号 令和3年度加美町一般会計補正予算(第15号)

○議長(早坂忠幸君) 日程第20、議案第14号令和3年度加美町一般会計補正予算(第15号)を 議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第 14 号令和 3 年度加美町一般会計補正予算(第 15 号)についてご 説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ1億3,076万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ151億

4,962万6,000円とする補正予算と繰越明許費の設定13件のほか、債務負担行為の追加17件と地 方債の変更8件を行うものであります。

歳入の主なものについては、町税として町民税個人現年課税分5,670万円増、固定資産税現年課税分3,290万円増、地方消費税交付金として6,230万7,000円増、普通交付税2億2,322万5,000円増、特別交付税1億4,595万1,000円減、国庫支出金として新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金2,370万円増、県支出金として新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業費補助金5,227万9,000円減、繰入金として交流資源利活用推進基金繰入金2,418万4,000円減、町債として町道整備事業債2,840万円減などであります。

歳出の主なものについては、総務費では財政調整基金積立金9,997万8,000円減、減債基金積立金1億9,000円増、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金5,227万9,000円減、衛生費では新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料200万円増、農林水産事業費では農林産物直売施設浄化槽設置工事請負費1,751万9,000円増、一般造林保育事業委託料2,456万4,000円減、土木費では中新田地区除雪委託料3,000万円増、宮崎地区除雪委託料1,897万4,000円増などのほか、職員人件費の組替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(早坂忠幸君) 説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番、伊藤由子さん。
- ○8番(伊藤由子君) 2点だけ質問します。

19ページ、地方交付税がここに計上されていますが、なぜこれが補正予算だったのか、ちょっと内容について、どこかであったような気もしますが、改めて説明をしていただけたらと思います。それから20ページです。国庫支出金のところで、民生費国庫補助金がここに私立保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例交付金が計上されています。これ、通常国会が1月にあったときに、成長戦略の一つとして、看護、介護、保育士への、現場で働く人たちへの処遇改善のために配付しますというふうに説明があったのを聞いていたんですが、なぜこれが今、私立だけなのかどうか、説明をお願いします。

- ○議長(早坂忠幸君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(武田守義君) 企画財政課長でございます。

それでは、19ページの地方交付税の関係でご説明をいたします。

まずもって普通交付税でございますが、2億2,322万5,000円でございます。これにつきまして、交付額の確定によるものということでございまして、今年度、国の補正で12月に追加交付

があったものでございます。税収が増えたり、そうした場合、追加に交付税があるというもの でございます。

2つ目の特別交付税につきましては、これ、震災復興法特別交付税の交付状況を踏まえての 減額でございます。今年度、東京電力から賠償金約1億4,000万円が入ってきました。その分、 震災復興特別交付税が調整されて減額になったというものでございます。

以上でございます。

- ○議長(早坂忠幸君) 子育て支援室長。
- ○子育て支援室長(鎌田 征君) 子育て支援室長でございます。

私立保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例交付金についてご説明申し上げます。

こちらは、議員さんおっしゃったとおり、保育士、それから幼稚園教諭等を対象にしまして、 賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提に、収入の3%程度、月額9,000円ほどになり ますが、こちらを引き上げるための措置、本年2月からということでございます。

今回補正としましては、2月から3月までの分、それから、当初予算に計上いたしますが、4月から9月までの分を計上いたしております。こちらですが、9月までの間、公定価格とは別の補助金ということで補助を行いまして、10月からは公定価格の中に含まれるということになります。よろしくお願いいたします。

- ○町長(猪股洋文君) 伊藤由子さん。
- ○8番(伊藤由子君) ここに、保育士と幼稚園教諭だけ載っているんですが、公立のほうの保育士や幼稚園教諭には後で交付されるのかなというふうに今の説明で解釈したんですが、介護士のほうも国では上げていたはずなんですが、介護士とかは含まれないのかどうかということが1点と、それから、この額は1人幾らとかじゃなくて、施設に、合計して幾らというふうな形で配付されるのかどうか、その内訳について分かる範囲で教えてください。
- ○議長(早坂忠幸君) 子育て支援室長。
- ○子育て支援室長(鎌田 征君) それでは、私の分かる範囲でご説明申し上げます。

私立の保育士、幼稚園教諭等についてご説明申し上げますと、各私立の幼稚園、こども園さん、それから小規模の保育園に対してですが、教育の標準時間、お子様の人数ですね、それに単価がございます。それから保育の認定につきましても単価がございまして、これにも人数を掛けます。それらを各園に交付するということになります。よろしくお願いいたします。

- ○議長(早坂忠幸君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(大場利之君) 保健福祉課長です。

介護職につきましては前倒しというのはなくて、処遇改善の中で措置される、来年度以降、 現在も処遇改善にされているんですが、上乗せ分も来年度以降処遇改善のほうで措置される予 定になっております。

- ○町長(猪股洋文君) 伊藤由子さん。
- ○8番(伊藤由子君) じゃ、介護士はこれから支給されるというふうに解釈しましたが、これ も、率は同じく3%とかになるのかどうか。

それから看護のほうはまた、公立というか公的な看護師というのは、町にはいないかと思う んですが、そっちのほうはまた別枠にあるのかどうか、確認です。お願いします。

- ○議長(早坂忠幸君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(大場利之君) 率は同じ3%になっております。
- ○議長(早坂忠幸君) その他、質疑ございませんか。4番、味上庄一郎君。
- ○4番(味上庄一郎君) 31ページ、新型コロナウイルス感染症対策費の中の感染拡大防止事業の中の工事請負費、上多田川地区体育館改修工事270万円ほどの減額になっております。これ、たしか何か体育館の外壁の補修とかということで上がっていたかと思うんですが、これだけの金額が減額ということの理由というか内容をお願いいたします。
- ○議長(早坂忠幸君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長兼スポーツ推進室長(浅野善彦君) 生涯学習課長です。

上多田川地区体育館の改修工事ですが、当初ちょっと工事費読めませんので、ちょっと高額 に見積もっていました。その中で、入札した段階で執行残がこのぐらい発生したということに なります。

- ○議長(早坂忠幸君) 味上庄一郎君。
- ○4番(味上庄一郎君) 実際のかかった費用というのはどれぐらいになります。
- ○議長(早坂忠幸君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長兼スポーツ推進室長(浅野善彦君) 今ちょっと数字出ていませんので、調べた後ご報告します。
- ○議長(早坂忠幸君) その他、質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号令和3年度加美町一般会計補正予算(第15号)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、議案第14号令和3年度加美町一般会計 補正予算(第15号)は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第15号 令和3年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)

○議長(早坂忠幸君) 日程第21、議案第15号令和3年度加美町国民健康保険事業特別会計補正 予算(第3号)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第15号令和3年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ2,732万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ27億7,256万5,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、国民健康保険税として医療給付費分現年課税分2,880万円増、 繰入金として財政調整基金繰入金1,000万円減などであります。

歳出の主なものについては、保健事業費で特定健康診査等委託料645万5,000円減などのほか、 職員人件費の組替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早坂忠幸君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号令和3年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、議案第15号令和3年度加美町国民健康 保険事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。 日程第22 議案第16号 令和3年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

○議長(早坂忠幸君) 日程第22、議案第16号令和3年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第16号令和3年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ1,455万円を減額し、歳入歳出それぞれ2億6,173万5,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、後期高齢者医療保険料として普通徴収保険料現年度分900万円減、繰入金として保険基盤安定繰入金392万7,000円減などであります。

歳出の主なものについては、後期高齢者医療広域連合納付金1,269万6,000円減などのほか、 予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早坂忠幸君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号令和3年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の採決を 行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、議案第16号令和3年度加美町後期高齢 者医療特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

ここで、生涯学習課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。生涯学習課 長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長(浅野善彦君) 生涯学習課長です。

先ほど、味上議員さんからの質問の中でちょっと答弁漏れのところでございます。それで、

上多田川地区体育館の排煙窓修繕工事といたしまして、230万8,900円の執行というふうになっております。

以上です。

- ○議長(早坂忠幸君) 味上庄一郎君。
- ○4番(味上庄一郎君) ということは、当初の予算というのは倍ぐらい見ていたということですか。分かりました。

日程第23 議案第17号 令和3年度加美町介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(早坂忠幸君) 日程第23、議案第17号令和3年度加美町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第17号令和3年度加美町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ121万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ33億4,657万1,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、国庫支出金として介護給付費負担金2,100万8,000円増、支払基金交付金として介護給付費交付金3,350万2,000円減などであります。

歳出の主なものについては、総務費では一般会計繰入金1,130万5,000円増。保険給付費では 居宅介護サービス等給付費5,065万4,000円増、施設介護サービス給付費5,615万1,000円減など のほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早坂忠幸君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号令和3年度加美町介護保険特別会計補正予算(第3号)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、議案第17号令和3年度加美町介護保険 特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第18号 令和3年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算 (第3号)

○議長(早坂忠幸君) 日程第24、議案第18号令和3年度加美町介護サービス事業特別会計補正 予算(第3号)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第18号令和3年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ104万円を減額し、歳入歳出それぞれ1,297万9,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、サービス収入として介護予防ケアマネジメント費収入80万円減 などであります。

歳出の主なものについては、サービス事業費で介護予防ケアマネジメント業務委託料45万円 減などのほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早坂忠幸君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号令和3年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、議案第18号令和3年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第19号 令和3年度加美町霊園事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(早坂忠幸君) 日程第25、議案第19号令和3年度加美町霊園事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第19号令和3年度加美町霊園事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ101万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ480万6,000円とする補正予算であります。

歳入については、霊園使用料で101万9,000円を増額し、歳出については、歳入に合わせ予備 費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早坂忠幸君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号令和3年度加美町霊園事業特別会計補正予算(第2号)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、議案第19号令和3年度加美町霊園事業 特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第20号 令和3年度加美町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(早坂忠幸君) 日程第26、議案第20号令和3年度加美町下水道事業特別会計補正予算 (第3号)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第20号令和3年度加美町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ1,525万円を減額し、歳入歳出それぞれ11億602万円と

する補正予算と繰越明許費の設定のほか、地方債の変更を行うものであります。

歳入の主なものについては、国庫支出金として汚水処理施設整備交付金1,535万円減などであります。

歳出の主なものについては、下水道建設費で浄化センター長寿命化工事委託料2,410万円減などのほか、職員人件費の組替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早坂忠幸君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号令和3年度加美町下水道事業特別会計補正予算(第3号)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、議案第20号令和3年度加美町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第21号 令和3年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算(第3 号)

○議長(早坂忠幸君) 日程第27、議案第21号令和3年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算 (第3号)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第21号令和3年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算(第3号)に ついてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ2,234万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億349 万8,000円とする補正予算と地方債の変更を行うものであります。

歳入の主なものについては、町債として浄化槽整備推進事業債230万円減などであります。

歳出の主なものについては、建設費で浄化槽設置工事請負費2,260万円減などのほか、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早坂忠幸君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号令和3年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算(第3号)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、議案第21号令和3年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

ここで、保健福祉課長より発言の申出がありますので、これを許可します。保健福祉課長。

○保健福祉課長(大場利之君) 保健福祉課長です。

先ほど、伊藤議員の質問の中で、処遇改善についての開始時期が来年度と私説明しましたが、 2月からもう前倒しになっておりまして、対象としては処遇改善ということで給付金になって、 何らかのその分の財源措置というのは今後図られていくということになっているようです。 以上です。

日程第28 議案第22号 令和3年度加美町水道事業会計補正予算(第3号)

○議長(早坂忠幸君) 日程第28、議案第22号令和3年度加美町水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第22号令和3年度加美町水道事業会計補正予算(第3号)について ご説明申し上げます。

今回の補正については、収益的収入及び支出において、既定予算に収入支出それぞれ350万円を追加し、収入支出それぞれ5億3,450万円とする補正予算であります。

収入については、営業収入として加入金で350万円を増額します。

支出については、営業外費用で消費税400万円の増額などのほか、予備費を減額するものであります。

また、資本的収入及び支出については、資本的収入で既定予算から4,400万円を減額し、支 出総額を9,790万円とする補正予算であります。

内容は、建設改良費で施設更新工事請負費を2,900万円減額するほか、配水設備費を1,500万円減額するものであります。

なお、今回の補正により過年度分損益勘定留保資金による不足財源補塡額を4,400万円減額 し7,503万9,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早坂忠幸君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号令和3年度加美町水道事業会計補正予算(第3号)の採決を行います。 お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、議案第22号令和3年度加美町水道事業会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。日程第29、議案第23号令和4年度加美町一般会計予算、日程第30、議案第24号令和4年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、日程第31、議案第25号令和4年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、日程第32、議案第26号令和4年度加美町介護保険特別会計予算、日程第33、議案第27号令和4年度加美町介護サービス事業特別会計予算、日程第34、議案第28号令和4年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、日程第35、議案第29号令和4年度加美町霊園事業特別会計予算、日程第36、議案第30号令和4年度加美町営駐車場事業特別会計予算、日程第37、議案第31号令和4年度加美町下水道事業特別会計予算、日程第38、議案第32号令和4年度加美町浄化槽事業特別会計予算、日程第39、議案第33号令和4年度加美町水道事業会計予算、以上11件は、いずれも令和4年度の予算であり、関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、日程第29、議案第23号から日程第39、 議案第33号までを一括議題といたします。 日程第29 議案第23号 令和4年度加美町一般会計予算

日程第30 議案第24号 令和4年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

日程第31 議案第25号 令和4年度加美町後期高齢者医療特別会計予算

日程第32 議案第26号 令和4年度加美町介護保険特別会計予算

日程第33 議案第27号 令和4年度加美町介護サービス事業特別会計予算

日程第34 議案第28号 令和4年度加美郡介護認定審査会特別会計予算

日程第35 議案第29号 令和4年度加美町霊園事業特別会計予算

日程第36 議案第30号 令和4年度加美町営駐車場事業特別会計予算

日程第37 議案第31号 令和4年度加美町下水道事業特別会計予算

日程第38 議案第32号 令和4年度加美町浄化槽事業特別会計予算

日程第39 議案第33号 令和4年度加美町水道事業会計予算

○議長(早坂忠幸君) 日程第29、議案第23号から日程第39、議案第33号までを一括議題といた します。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 令和4年度各種会計予算の総額等についてご説明申し上げます。

議案第23号令和4年度加美町一般会計予算、歳入歳出それぞれ130億6,000万円とし、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第24号令和4年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ27億7,000 万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第25令和4年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出それぞれ2億8,900万円と定めるものであります。

議案第26号令和4年度加美町介護保険特別会計予算、歳入歳出それぞれ31億8,500万円とし、 一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第27号令和4年度加美町介護サービス事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ530万円と 定めるものであります。

議案第28号令和4年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、歳入歳出それぞれ590万円と定めるものであります。

議案第29号令和4年度加美町霊園事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ430万円と定めるものであります。

議案第30号令和4年度加美町営駐車場事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ270万円と定めるものであります。

議案第31号令和4年度加美町下水道事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ13億2,000万円と し、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額について定めるものであります。

議案第32号令和4年度加美町浄化槽事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ1億1,000万円とし、債務負担行為、地方債について定めるものであります。

議案第33号令和4年度加美町水道事業会計予算、収益的収入及び支出については収入支出を それぞれ5億3,100万円とし、資本的収入及び支出については収入291万2,000円、支出1億 5,121万4,000円で、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,830万2,000円は過年 度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補塡するものであります。

なお、各会計の詳細についてはそれぞれの担当課長より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。

- ○議長(早坂忠幸君) 続いて担当課長の説明を求めます。企画財政課長。
- ○企画財政課長(武田守義君) 企画財政課長でございます。

予算書1ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。 議案第23号

令和4年度加美町一般会計予算

令和4年度加美町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ130億6,000万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」 による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円

と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費を流用する ことができる場合は、次のとおり定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(報酬に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月8日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

- ○議長(早坂忠幸君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(大場利之君) 保健福祉課長です。よろしくお願いします。

予算書の337ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第24号

令和4年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度加美町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億7,000万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」 による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月8日提出

加美町長 猪 股 洋 文

続きまして、予算書369ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただき

ます。

議案第25号

令和4年度加美町後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度加美町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,900万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」 による。

令和4年3月8日提出

加美町長 猪 股 洋 文

続きまして、予算書381ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第26号

令和4年度加美町介護保険特別会計予算

令和4年度加美町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億8,500万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」 による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円 と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月8日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

- ○議長(早坂忠幸君) 地域包括支援センター所長。
- ○地域包括支援センター所長(千葉桂子君) 地域包括支援センター所長です。

予算書の423ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第27号

令和4年度加美町介護サービス事業特別会計予算

令和4年度加美町介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ530万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」 による。

令和4年3月8日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

- ○議長(早坂忠幸君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(大場利之君) 保健福祉課長です。

予算書431ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第28号

令和4年度加美郡介護認定審查会特別会計予算

令和4年度加美郡介護認定審査会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ590万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」 による。

令和4年3月8日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

- ○議長(早坂忠幸君) 町民課長。
- ○町民課長(浅野 仁君) 予算書437ページをお開きください。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第29号

令和4年度加美町霊園事業特別会計予算

令和4年度加美町霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ430万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」 による。

令和4年3月8日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上です。

- ○議長(早坂忠幸君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(尾形一浩君) 産業振興課長でございます。

予算書の443ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。 議案第30号

令和4年度加美町営駐車場事業特別会計予算

令和4年度加美町営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ270万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」 による。

令和4年3月8日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

- ○議長(早坂忠幸君) 上下水道課長。
- ○上下水道課長(齋藤 純君) 上下水道課長です。

449ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第31号

令和4年度加美町下水道事業特別会計予算

令和4年度加美町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億200万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」 による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

令和4年3月8日提出

加美町長 猪 股 洋 文

続きまして、481ページをお開き願います。

議案第32号

令和4年度加美町浄化槽事業特別会計予算

令和4年度加美町浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,000万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」 による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和4年3月8日提出

加美町長 猪 股 洋 文

続きまして、505ページをお開き願います。

議案第33号

令和4年度加美町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度加美町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数

8,600戸

(2) 給 水 量

213万4,000立方メートル

(3) 一日平均給水量

5,847立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収 入

第1款 水道事業収益

5億3,100万円

支 出

第1款 水道事業費用

5億3,100万円

次のページをお開き願います。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出 額に対し不足する額1億4,830万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億2,830万2,000円、 減債積立金1,000万円及び建設改良積立金1,000万円で補塡するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入

291万2,000円

支 出

第1款 資本的支出

1億5,121万4,000円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 同一款内での各項間の流用 1,000万円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、またはそ れ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費

557万3,000円

2 交 際 費

5万円

令和4年3月8日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

○議長(早坂忠幸君) 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第23号から議案第33号については、先例69及び103の規定により、議長を除く全員で構成する令和4年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して慎重に審査することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する令和4度予 算審査特別委員会を設置し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。本議会は令和4年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、本議会は令和4年度予算審査特別委員 会の審査が終了するまで休会することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後3時56分 散会

上記会議の経過は、事務局長内海 茂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを 証するため、ここに署名する。

令和4年3月11日

加美町議会議長 早 坂 忠 幸

署名議員一條寬

署名議員伊藤信行